

会報

第 120 号

国立大学協会

昭和 63 年 6 月

(第38卷第2号 通卷第120号)

会報

第120号

6
月号

国立大学協会事務局

●エッセー

中国大学訪問雑記	茨城大学長 黒木剛司郎	5
----------------	-------------	---

●学長の国際交流

マレーシア国大学大学長の来日	第5常置委員会委員長 東京外国語大学長 長 幸男	11
----------------	-----------------------------	----

園諸 会 合 (昭和63年1月～4月末までの開催会議の日時)		24
--------------------------------	--	----

事業報告

園諸会議議事要録 (昭和63年1月～4月)

理 事 会 (2.18)		25
--------------	--	----

委員の交代について

大学入試センター所長候補者について

昭和63年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)について

昭和64年度における国立大学の入学者選抜について (昭和64年度共通第1次
学力試験日程(案)について/昭和64年度第2次試験について/昭和64年度入
試の実施案等について)

「新テスト」について

臨時総会 (2.18)		28
-------------	--	----

昭和63年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)について

昭和64年度における国立大学の入学者選抜について (昭和64年度共通第1次
学力試験日程等について/昭和64年度第2次試験について)

第2常置委員会 (2.5)		35
---------------	--	----

昭和64年度共通第1次学力試験の実施期日等について

大学入試センターの情報提供について

国立大学の入学者選抜についての昭和64年度実施要領および実施細目等につ
いて

第2次試験の教科・科目について

「新テスト」について

昭和64年度共通第1次学力試験における「地域割」変更について (島根・山
口両地区に係る「地域割」変更について/埼玉地区および神奈川地区におけ
る「地域割」変更について)

中国引揚者等子女の特別選抜について

第2常置委員会 (2.18)		39
----------------	--	----

福岡教育大学の第2次試験開始日の繰り下げについて

北海道教育大学の第2次試験出願の特例的扱いについて

分離分割方式における後期日程試験の試験開始日の繰り上げについて

第2常置委員会 (4.21)		40
----------------	--	----

中国引揚者等子女の特別選抜について

昭和64年度第2次試験実施日程の特例措置について

昭和64年度共通第1次学力試験の成績請求票等について

埼玉地区および神奈川地区における共通第1次学力試験の「地域割」変更について	
各大学の第2次試験の志願票貼付写真について	
昭和65年度「新テスト」に関する経過報告について	
試行テストについて	
第5常置委員会 (4.8)	43
昭和63年度外国大学長招致について	
委員長の交代について	
今後の検討課題について	
第6常置委員会 (4.25)	46
昭和64年度概算要求の基本方針について	
昭和63年度予算について	
専門委員の補充について	
教員養成制度特別委員会 (2.19)	48
今後の検討課題について	
委員長の交代について	
医学教育に関する特別委員会 (2.18)	52
大学病院の外来患者制限の動きに関する対応について	
(第57回) 入試改善特別委員会 (1.28)	53
昭和64年度の国立大学入学者選抜について	
委員の補充について	
(第58回) 入試改善特別委員会 (2.12)	55
国立大学の入学者選抜についての昭和64年度「実施要領」(案)等について	
昭和64年度入試についての見解(案)について	
(第59回) 入試改善特別委員会 (2.22)	56
昭和65年度以降の入試改善について	
(第60回) 入試改善特別委員会 (3.8)	58
「新テスト」について(実施体制と利活用のあり方について)／「大学入試改革協議会報告」に対する各大学宛の意見照会について	
(第61回) 入試改善特別委員会 (3.29)	60
「新テスト」について	

(第62回) 入試改善特別委員会 (4.26) 62

報告事項(日教組との会談について / 「新テスト」に係る試行テストの実施計画(案)について)

「大学入試改革について(大学入試改革協議会報告)」に関する各大学の希望・意見等について

「新テスト」に関する見解のまとめについて

昭和65年度第2次試験の実施日程について

特別会計制度協議会 (3.11) 63

昭和63年度予算案について

予 算 等

昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算 65

昭和63年度国立大学協会歳入・歳出予算(案) 66

資 料

昭和63年度大学卒業予定者の就職協定について 67

そ の 他

学長等の異動 69

編集後記

中国大学訪問雑記

茨城大学長 黒木剛司郎

＊

1. はじめに

任期満了退官の時期まで4ヶ月ほど残した4月末、事務局の片山次長から本会報への原稿執筆の依頼を受けた。「題は何でもよろしい」ということである。1945年太平洋戦争終結の年の9月大学を卒業して以来今日まで、学長職を含めて教師生活40年をこえる間には、多くの雑文を書かされた。しかし、「自由題」というのは初めてであるだけに戸惑ってしまった。いろいろと苦慮したあげく、最近の体験をもとにした表題の雑文をもって任を果たすことにした。

会報の冒頭に載るものとして、いささか面映ゆい気持ちであるが、総会のしんどい論議の息抜きとして読み飛ばしていただければ幸いである。

2. 国際交流促進に関する『国大協要望書』にあげている問題点についての中国側の現状

3年末から4月初めにかけて、中国の重点大学である復旦大、西安交通大、清華大を訪問し、視察、意見交換、資料収集等を行った。これらの3大学のうち、復旦大は総合型、他の2大学は理工系の大学である。いずれも、学長または副学長と親しく懇談し率直な意見を交換できた。また、研究室や実験室を見学し現場の教官、研究生、院生たちと直接話す機会も与えられ、きわめて有益であった。

今回の訪問に際しては、昨年の秋に国大協がまとめた『大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書』にあげている4つの問題点について、日本の現状を率直に説明するとともに、中国側の現状を実地に見聞することにより、今後の交流促進に役立てることを心掛けた。

(1) 研空者の派遣，受入れの状況

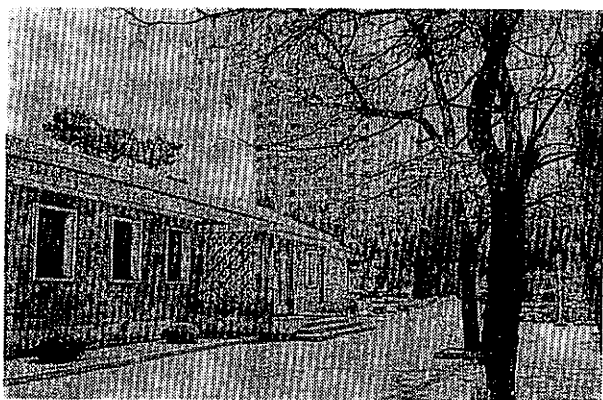
いずれも，常勤の教員が2,000名程度あるいはそれ以上，学部学生・大学院生の総数1万名を大きくこえる大学であり，年間の海外派遣者数は，長期留学・学会出席・視察等をあわせて400名以上に達し，受入れ数も後述の充実した宿舎およびシステムの対応によって，招待教授のみで100名をこえ，短期の来訪者はそれ以上の多数である。招待者以外は，宿泊料，自動車（運転手を含む）使用料，食費をとる。（例：宿泊費一日本円で1泊約3,200円：自動車使用費一距離によるが，西安の例では空港への送迎や史跡見学などを含み4日の滞在で約1万円）

(2) 留学生に要する経費

日本から中国に留学する学生の経費については，ほとんど問題はない。復旦大の留学生用宿泊施設などは日本の一流ホテル並みといってよいくらいであった。食費を含む経費も安い。

(3) 宿舎について

研究者用，留学生用ともにきわめて充実している。清華大のゲストハウス（写真下）を例にとれば，8畳ほどの書斎兼応接室，12畳ほどのベッドルーム



北京，清華大学ゲストハウス，バックに高層の教職員宿舎

（ツイン），広いバスルームで一区画をなしている。もちろん暖冷房，テレビ，電話つきである。

(4) 事務体制について

この点も中国に学ぶべき点が多い。各大学には，外事弁公室（外事処）がおか

れ、欧米語、日本語の堪能な専任職員が配置されている（手不足の場合は外国語の上手な教員が協力すると聞いた）。駅や空港の送迎から切符やホテルの手配、日程、構内外のガイド、はては同伴の家族の世話まで細かく面倒を見る実態を見て感心した。職員の人柄もきわめて良く、親身になって勤務時間外と思われる時刻まで対応してくれる。日本ではここまでは無理と思うが、このようなシステムの確立と要員の育成が緊急事と思われた。

以上、国大協要望書の4点についての今回の体験を述べた。

3. 最近の中国の大学事情

たまたま、今回の訪中の時期と一致して開催されていた、全国人民代表会議（全人代）の内容が、連日テレビ、新聞、ラジオ等で報じられていた。このようなコミュニケーションを通して、中国の大学が現在抱えている問題についての認識を深め得たのは幸いであった。以下にその主なものを述べる。

- (1) 中国日報 (China Daily) は4月1日の記事で、数名の重点大学の学長に取材したレポートとして、大学における教育・研究条件の改善のための資金が著しく不足していると報道していた。それによると、各重点大学の積算経費は、学部学生1名当り1,700~1,800元（日本円で約6万円）、大学院生1名当り4,000~6,000元（約14~21万円）であるが、物価上昇もありこれでは足りない。ある大学では、全経費の40%が教職員の給与費となっている。また、ある大学では、自己収入によって学生1名当りさらに、500~600元（1.8~2.1万円）を付加しなければならない。政府も、企業・工場への大学のサービスの提供による資金の導入を奨励している。中国は、依然として社会主義発展の初級段階にある（このことは昨秋の党大会で当時の趙紫陽総書記代行兼総理が発言しており注目された。）から義務教育ではない大学教育を受ける学生は相応の経費を支払うべきである。ある大学では年間1名当り100元

(3,500円)を納めているという。

(2) 大学の今後の使命の一つとして、一般社会へのサービスがある。これから、象牙の塔にこもるような姿勢ではなく、社会的、経済的ニーズにこたえた新しい教育計画の検討が不可欠である。ある2つの重点大学では、基礎的、理論的分野（例えば歴史、哲学、物理）の学部学生数を減らすことになるう。

(3) 地方政府に協力して、地方経済の活性化推進のための“Think Tank”としての仕事や生産指導、従業員の再教育などが大学によって開始されている。多くの学長は、大学と企業とのより親密な接触と協力が問題の解決に役立つことを期待している。さらに、高等教育機関の財政を支援する企業の税金減免を国が認可するよう望んでいる。

(4) 結論として、大学も国の社会的、政治的、経済的変革の路線に沿って、本格的試行を開始しているといえる。

このような記事の中で、「研究・教育条件の充実・改善に必要な資金の不足は大学財政を危機に直面させている」と訴えている学長たちの発言は、わが身にひきかえて印象的であった。

また、このような事情と関連のある情報の一つとして、「IDE」の今年3月号に掲載された『中国高等教育の構造と管理』（汪 北京大学高等教育科学研究所長）も参考になる。それによると、北京大学の1987年の総収入の50%は政府が交付する教育費以外で占められ、それによる収入増が大学に活力を与えているという。

なお、今回の訪問で入手した清華大学の紹介パンフレットによると、大学の資金源には、以下の3つがあると説明されている。

イ：教育および管理用の経費

学生の教育・訓練用経費、教職員の人件費、管理用諸経費は、国家教育委員

会から交付される。

ロ：科学研究用経費

(1984年のデータ)

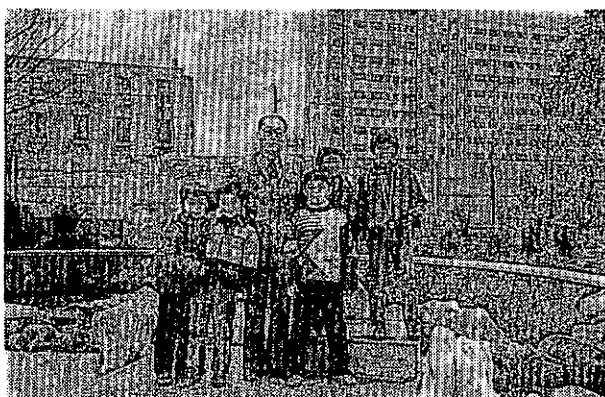
15%は高度の教育（大学
院）と科学研究の資金と
して国家教育委員会か
ら、

45%は国家5ヶ年計画の
重要プロジェクト（具体的例を後記）用として他の国家委員会や省庁から、
10%は基礎的および応用的研究プロジェクト用として ACADEMIA SINICA
の科学基金より、
30%は応用的研究開発用として工業界より、
それぞれ交付される。

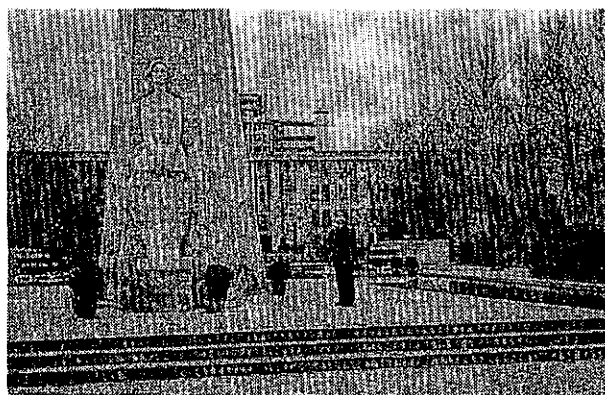
ハ：国内、国外の企業連合より新製品の研究・開発・マーケティング用とし
ての寄附金

以上のような情報を総合すると、中国の大学がその経費を純然たる国家財政以
外からも、活発に求めていることがわかる。

ここで、参考までに第7次国家5ヶ年計画にもとづいて西安交通大学で設定さ
れている12の重要プロジェクトの例をあげておく。これを見ても、いわゆるハイ
テクの分野とともに経済や産業の発展および国民生活の近代化に不可欠なエネル
ギー問題が重要な課題とされていることがよく理解されよう。



上海、復旦大学構内で遊ぶ子供たち。バックは社会科学系の研究棟



西安交通大学，創立90周年記念塔

重要プロジェクトの例

Metallic Materials and Heat-treatment ; Thermal Power Engineering ; Fluid Machinery and Fluid Power Engineering ; Hydraulic Power Transmission and Mechanical Control ; Electrical Insulation Techniques ; Systems Engineering ; Solid State Mechanics ; Computer Science and Engineering ; Information Techniques ; Biomedical Engineering ; Electronic Materials ; Artificial Intelligence and Robot.

4. おわりに

大学間の国際交流の実をあげるためには、日本側として多くの解決すべき課題がある。それはもっぱら予算と人に係わるものである。国大協『要望書』の主旨を関係各方面の方々が十分に理解され、解決に努力していただきたいというのが、私の希望である。

なお、最近の学士会「会報」(No. 779)にある中江前中国大使の講演要旨『これからの日中関係』は、現在および将来の中国問題を考えるために必読の文章であるとの思いを深くしたことを付記して、この稿をおわる。

マレーシア国大学学長の来日

第5常置委員長 長 幸男
東京外国語大学長

昭和62年度における国大協の「学長の国際交流」事業として、マレーシアの学長を招聘することとし、これについて、文部省学術国際局国際教育文化課を介し、人選や来日の日程等につき折衝を重ねてきたが、その結果3名の学長の来日をみた。（なお、来日中であったマラヤ大学副学長アジズ教授が国大協主催懇談会に参加した）

この学長招致に関しては、前第5常置委員長田中栄電気通信大学長に多大な御尽力を頂いた。ここに厚く御礼申し上げる。

学長名、専門分野、学歴、所属大学の概要は次のとおりである。（別紙Ⅰ）

なお、滞日中の日程は下記のとおりである。（別紙Ⅱ）

各大学訪問

以下は、学長一行が各大学を訪問された際の状況を記録した各訪問先大学からの報告である。

◇早稲田大学（別紙Ⅲ）

◇京都大学（別紙Ⅳ）

◇電気通信大学（別紙Ⅴ）

◇東京農工大学（別紙Ⅵ）

◇筑波大学（別紙Ⅶ）

◇東京大学（別紙Ⅷ）

国大協主催懇談会（別紙Ⅸ）

来日学長の略歴と大学の概要

〔別紙Ⅰ〕

1. マレーシア教育省による推薦者

(1) マレーシア国民大学副学長

アブドル・ハミッド・ビン・アブドル・ラーマン教授

(Prof. Dr. Abdul Hamid bin Abdul Rahman,

Vice-Chancellor, National University of Malaysia)

専攻分野：医学

(2) マレーシア工科大学副学長

アイヌディン・ビン・アブドル・ワヒド教授

(Prof. Dr. Ainuddin bin Abdul Wahid,

Vice-Chancellor, Technological University of Malaysia)

専攻分野：土木工学

(3) マレーシア農科大学副学長

ナヤン・ビン・アリフィン教授

(Prof. Dr. Nayan bin Ariffin,

Vice-Chancellor, University of Agriculture, Malaysia)

専攻分野：農業

2. 三大学の概要

マレーシア国民大学

創 立：1970年

所 在 地：セランゴール州バンギ

教 官 数：942名

学 生 数：9,688名

学部等数：16（経済学，イスラム研究学，医学，社会人文科学，経営学，理学・天然資源学，物理・応用科学，生命科学，法学，工学，開発学，クオンタティブ・スタディーズ・センター，教育センター，大学院センター，語学センター，マレイ語・文化・文学研究所）

マレーシア工科大学

創 立：1954年（1972年に単科大学から総合大学に改組）

所 在 地：クアラルンプール

教 官 数：912名

学 生 数：6,754名

学部等数：9（土木工学，機械工学，化学工学，天然資源学，電気工学，ビルド・エンバイロメント学，測量学，理学，人文研究センター）

マレーシア農科大学

創 立：1971年

所 在 地：セランゴール州セルダン

教職員数：4,637名

学 生 数：7,034名

学部等数：11（農学，工学，教育学，公開・生涯教育センター，漁業・海洋学，森林学，資源経済・農業経営学，理学・環境学，獣医・動物学，食品科学技術学）

3. 日本の大学との交流

推薦のあった三大学……………拠点大学方式による協力大学

（拠点大学：京都大学—マラヤ大学）

（マラヤ大学……………筑波大学と大学間協定締結）

〔別紙Ⅱ〕

マレーシア国大学学長招致日程

	行 動 計 画			宿 泊 先
	午 前	午 後	夕	
11月24日（火）	6：25 成田着 (JAL 722)		18：30～20：30 文部省学術国際局長 主催夕食会	東 京 (H. NEW OTANI)

11月25日(水)	10:30~11:30 東京国立博物館訪問	14:30~17:00 文部省訪問(学術国際局長表敬及び高等教育に関するブリーフィング)		同 上
11月26日(木)	11:00~13:30 日本学術振興会訪問	14:00~16:00 早稲田大学訪問		同 上
11月27日(金)	9:30 東京駅発 12:18 京都駅着 (ひかり 321号)	15:00~16:30 京都大学訪問	18:00~19:30 京都大学長主催夕食会	京 都 (都 ホ テ ル)
11月28日(土)	10:00 ~ 京都文化財見学 10:00 (JAL701)	~ 16:00 京都文化財見学 [マレーシア工科大学副学長は、大阪空港より帰国]		同 上
11月29日(日)	10:55 京都駅発 13:34 東京駅着 (ひかり 286号)	(自由行動)		東 京 (H. NEW OTANI)
11月30日(月)	9:45~14:00 電気通信大学訪問	14:30~17:00 東京農工大学訪問	17:30~19:30 東京農工大学長主催夕食会	同 上
12月1日(火)	10:00 上野駅発 10:45 土浦駅発 11:15~ 筑波大学訪問	~15:20 筑波大学訪問 16:05 土浦駅発 16:53 上野駅着		同 上
12月2日(水)	10:00~14:20 東京大学訪問	15:00~17:30 国大協主催懇談会 (竹橋会館 白鳥の間)	18:00~20:00 国大協会長主催懇親会 (同朱鷺の間)	同 上
12月3日(木)	10:00 成田発	[マレーシア農科大学副学長帰国] [マレーシア国民大学副学長帰国]		

(備考) 12月2日の日程(東京大学訪問及び国大協主催懇談会)に関しては、マラヤ大学のウルク A. アジズ副学長が参加。

[別紙Ⅲ]

各大学の訪問視察の概況

○早稲田大学

昭和62年11月26日(木)午後2時、早稲田大学到着。大隈会館特別室にて安江国際交流センター課長より、早稲田大学に関する概要説明が行われ、その後学内見学を行った。学内見学は図書館および演劇博物館を中心に行われた。その後再び大隈会館特別室に戻り、午後3時より柏崎教務担当常任理事および川瀬教務部長兼国際交流センター所長との懇談が行われた。(西原総長は、文部省の会議のため欠席)

懇談内容は多岐に亘っていたが、その主なものは下記の通り。

入学試験について(試験方法、試験科目、入学率など)、単位制について、学期制について、学内試験について、カリキュラムについて(倫理学や哲学の理工系学部での設置の有無、外国語科目、理工系実習の企業委託など)、大学院教育について、研究に対する経費支出について、私学助成について(補助金決定の方法など)、大学の収益事業について、総長の選出方法について、新学部一昭62.4月開校の人間科学部について(その設置目的、経過、認可方法など、特に関心

を示された)、臨教審答申および大学審議会設置に対する私学の対応について、ルック・イースト政策について。

以上、予定の1時間を越える懇談を終え、宿舎のホテルへ向かわれた。

〔別紙Ⅳ〕

○京都大学

昭和62年11月27日(金)午後3時から約40分にわたり、総長室で懇談を行った。本学側の出席者は、西島総長、神野工学部長、三枝工学部教授、西村農学部教授、前田東南アジア研究センター教授の5名であった。

西島総長が、マレーシアと日本、マレーシアの大学と京都大学との学術交流が順調に進展していることは、互いに喜びとするところであると歓迎の挨拶をし、その後、出席者の簡単な紹介をし、懇談に入った。

三枝工学部教授は、日本学術振興会の拠点大学方式によるマラヤ大学と京都大学との学術交流の本学側のコーディネイターであり、マレーシアを度々訪問、東南アジア研究センターの前田教授は、マレーシアの研究をしているが、過去にマラヤ大学で日本語の教育をしていたこともあり、同国には知己が多く、国民大学のハミッド＝ラーマン副学長も「私たちよりもマレーシアのことをご存じでしょう。」と話しかけるほどであった。また、西村農学部教授は、マレーシアの国立大学長会議(VCC)から認可を受け、3年の準備期間をかけた農学分野の共同研究を進行中である。このように、各々の専門分野で深くマレーシアにかかわっている教官との懇談であったので、3副学長とも、ゆったりと、時にはマレー語も交えて会話を楽しんだ。

その後、西島総長から、90周年を迎えた京都大学の将来展望について概略説明があり、その説明に対して、キャンパスを増設するにあたっての諸問題、日本の大学全般が目している方向、また、人文科学における学際的研究についてなどの質問があった。

懇談終了後、先月末にオープンした文学部博物館を、同学部の教授である朝尾直弘館長の案内で見学した。3副学長とも熱心に館長の説明を聞き、展示物を見学していた。漢時代の墳墓の副葬品である明器(日常使用する器の模型など)についての館長の説明「死後の世界で、現世と同じように生活できるように墓に置いて置くものである」にいたく感心し、二条城に、天皇が將軍を訪問する場面の「洛中洛外図屏風」を見て、天皇と將軍とでは、どちらが人気があったかと尋ね、史資料部門では17世紀の日本のキリスト教信者の人口比率を尋ねていた。

館内には、学外からの見学者が、何人かいたが、そのなかに、利休帽を被った老人がいた。3副学長は、その帽子が気になるのか、その老人の姿を、展示物を見学しながらも、目で探し、見つけるとまた展示品に視線を戻していた。

見学終了後、ホテルで休憩、6時から総長主催の夕食会を開催した。

翌日、28日(土)は、マレーシア工科大学のアイヌディン＝ワヒド副学長は、所用のため伊丹空港から帰国し、両副学長と本学の工学部に研究で滞在していたマレーシア国民大学のアリフィン＝アトン助教授、マレーシア農科大学のジナップ＝セラマツト講師の4名で平安神宮、永観堂を見学した。アトン助教授とセラマツト講師との出会いには、両副学長とも大変に喜び、会話がつきなかった。また、両副学長ともイスラム教徒であるということで、他宗教の寺院にかかわることを忌避するかもしれないという懸念もあったが、各国を歴訪し、外国の文化に多々触れているからであろうか、寛容であり、建築の構造や美術品に深い興味を示していた。

なお、京都滞在中の日程は次のとおりである。

11月27日（金）

- 12：18 ひかり 321 号で京都駅着。
都ホテル チェックイン、休憩
- 15：00 総長表敬及び懇談（於 総長室）
西島総長，神野工学部長，三枝工学部教授
西村農学部教授，前田東南アジア研究センター教授
- 15：40 終了
- 15：45 文学部博物館見学
朝尾直弘館長（文学部教授）案内
- 16：30 終了
- 18：00 総長主催夕食会（於 菊水）
本学側出席者（総長表敬時と同様）
- 19：30 終了

11月28日（土）

- 10：00 ホテル迎え
市内文化施設見学
- 12：00 昼食会（於 京大会館）
アリフィン＝アトン助教授，ジナップ＝セラマツト講師
奥野国際交流課長
- 13：30 ショッピング
四条河原町界隈
- 16：00 ホテル着
（なお，マレーシア工科大学副学長は，午前10時に伊丹空港から帰国した。）

〔別紙V〕

○電気通信大学

昭和62年11月30日（月）午前9時45分～午後2時

- 9：45～11：00 学長表敬及び懇談（於 学長室）
（出席者）田中学長，角田図書館長，鈴木学生部長
森教授，土方教授，佐藤教授，宅間教授
- 11：00～12：30 新形レーザー研究センター視察（案内者，宅間センター長）
- 11：30～12：00 情報処理センター視察（案内者，土方センター長）
- 12：00～13：00 マレーシア留学生との懇談
（出席者）田中学長，角田図書館長，鈴木学生部長
森教授，土方教授，佐藤教授
- 13：00～14：00 昼食会（於 辰巳）
（出席者）上記メンバー
- 14：00～ 東京農工大へ

懇談は，電気通信大学の現状説明に続きマレーシア大学の概要について説明があり，引き続き，研究教育体制の整備状況，留学生の現状と問題点，研究者の派遣の問題等活発な質疑応答が行われた。

留学生については、日本への派遣学生に対し、マレーシア国内の準備段階として約2年間、日本語をはじめ基礎学科の研修を行っている等努力していることが紹介された。

続いて、新形レーザー研究センター、情報処理センターを訪れ、それぞれセンター長の説明に熱心に耳を傾けて深い興味を示された。

その後、マレーシア留学生14名中11名が参加した「マレーシア留学生との懇談会」に出席され、留学生の本学における履修状況、生活状況等に関する“ナマ”の声を聞くとともに、本学での勉学の成果を期待する旨の要請があり、くつろいだ和やかな1時間を過ごされた。なお、お互いの会話は英語で行われた。終りに、この懇談会が非常に有益かつ参考になるところが多かった旨の謝辞が述べられた。

昼食後、次の訪問校である東京農工大学へ向かわれた。

〔別紙Ⅵ〕

○東京農工大学

両副学長は、昭和62年11月30日（月）14時30分本部庁舎に到着し、学長室において喜多学長のほか、野々村農学部長、金子工学部長、小林工学部教授（本学国際交流専門委員）及び垂木事務局長と約45分間懇談した。

懇談は、まず喜多学長から東京農工大学の概要を説明し、つづいて、マレーシア国側からそれぞれの大学の概要を説明し、その後、両国間における将来の交流のあり方について活発な意見交換が行われた。

引続き、席を別室に移しマレーシア国から本学に留学している学生（11名中7名が出席）と約1時間にわたり修学上の問題などについて、懇談した。

懇談終了後、農学部及び附属図書館を見学し、府中市内で学長、工学部長、事務局長等による夕食会を行った。19時30分に散会し、両副学長は宿舎のホテル・ニュー・オータニに帰られた。

〔別紙Ⅶ〕

○筑波大学

1. 日 程

昭和62年12月1日（火）

10：45 たち15号土浦駅着（出迎）

11：15～11：40 懇談（於 学長室）

（出席者）阿南学長、高野副学長（総務担当）

五十嵐事務局長、村松国際交流課長

11：40～12：10 大学紹介映画の上映（於 本部棟ゲストルーム）

12：10～13：10 昼食会（於 本部棟特別会議室）

13：20～14：00 附属中央図書館見学／柳沼附属図書館長

14：00～14：30 マレーシアからの留学生との懇談

14：30～15：20 ＊学内視察

①ラーマン副学長——附属病院見学／大菅附属病院長

②アリフィン副学長——農林技術センター見学／農林学系・生井助教授

15：20 離学

16：05 たち30号で帰京

2. 懇談等概要

- 1) 阿南学長との懇談では、筑波大学とマレーシアとの国際交流の現状や、マレーシア留学生の勉学状況並びに両国の高等教育制度等が話題となった。
- 2) 学内視察では、コンピュータを使った図書館の蔵書検索サービスシステムなどを見学するとともに、各人の専門に応じ、それぞれ分かれて視察した附属病院と農林技術センターには、強い関心が示された。また、マレーシア留学生（6名）との懇談では、楽しみに談笑している様子が印象的であった。

〔別紙Ⅷ〕

○東京大学

昭和62年12月2日（水）

マレーシア国の Hamid マレーシア国民大学副学長、Nayan マレーシア農科大学副学長が本学を訪問された。

午前10時に本学に到着され、まずキャンパスを一順の後本部庁舎総長室において森総長、有馬総長特別補佐、前田東京大学国際交流委員会委員長と約1時間懇談された。

懇談はまず東京大学の概要説明の後、マレーシアの各大学の概要について話された。

つづいて大学の管理運営上の諸問題、研究者の国際交流の現状等について質疑応答がなされた。懇談の後、学内山上会館で総長主催の昼食会が開かれ、上記メンバーの他、関口総長特別補佐、伊藤医学部長及び高橋農学部長も同席歓談された。

午後から Hamid 副学長は医学部、Nayan 副学長は農学部をそれぞれ訪問され教育と研究の現況について約1時間懇談された。

なお、当日は来日中の Aziz マラヤ大学副学長が本学訪問に同行された。

〔別紙Ⅸ〕

国立大学協会主催懇談会

日 時：昭和62年12月2日（水）15：00～17：50

場 所：竹橋会館・白鳥の間

出席者：

（マレーシア国国立大学副学長）

アブドル・ハミッド・ビン・アブドル・ラーマン（マレーシア国民大学副学長）

（Prof. Dr. Abdul Hamid bin Abdul Rahman）

ナヤン・ビン・アリフィン（マレーシア農科大学副学長）

（Prof. Dr. Nayan bin Ariffin）

ウンク・A・アジズ（マラヤ大学副学長）

（Prof. Dr. Ungku A. Aziz）

（公立大学協会）

矢 野 萬 壽（大阪府立大学長）

（日本国際教育協会）

山 本 清（常務理事）

（文 部 省）

大 橋 敏 博（国際教育文化課課長補佐）

（国立大学協会）

田 中 郁 三（東京工業大学長・国立大学協会副会長）

田 中 榮（電気通信大学長・第5常置委員会委員長）

鈴 木 省 三（帯広畜産大学長）

渡 辺 美 種（秋田大学長）

長 幸 男（東京外国語大学長）

森 主 一（滋賀大学長）

藤 永 太一郎（奈良教育大学長）

栗 屋 和 彦（山口大学長）

糸 賀 敬（大分医科大学長）

東 江 康 治（琉球大学長）

喜 多 勲（東京農工大学長）

長谷川 善 一（東京外国語大学事務局長）

平 間 巖（国立大学協会事務局長）

（通 訳）

篠 田 顕 子

田中郁三国大協副会長の司会の下に開会。

初めに副会長より次のような挨拶が述べられた。

文部省と国大協の共同事業として、毎年外国より大学学長を招致し、日本の教育・学術・文化等を視察見学する機会を設けているが、本年はマレーシア国から3名よりなる副学長団一行（マレーシア工科大学副学長は都合により日程途中で帰国）をお招きすることができ大変喜んでおります。本日は、当招致事業の最終日であります。そこで明日の帰国を前に、日本訪問の印象等をお聞かせいただくとともに、日本側の関係の方々との懇談の機会を設けました。

なお、本日は日本国際交流基金及びアジア留学生協会の招聘で来日中のマラヤ大学副学長が特別に参加されております。

続いて、日本側出席者の自己紹介があった後、マレーシア国大学副学長より次のような挨拶が述べられた。

（アジズ・マラヤ大学副学長）

本日、日本側の関係の各位との懇談の機会を設けていただきましたことに対し、一同を代表し感謝申し上げます。私どもは留学生のみならず、大学の研究者等の国際交流も拡大し、両国間の協調・協力関係の一層の促進を希望しております。本日の懇談が、その契機となってくれば大変幸甚と存じます。

（ハミッド・マレーシア国民大学副学長）

我が国には7つの大学がありますが、そのうち6大学は国立大学です。残りの1大学は、International Islamic University で、この大学は世界中のイスラム教徒からの資金で運営されております。但し、この大学に対しても、政府の助成金援助がありますが、完全な意味での国立大学ではありません。

（ナヤン・マレーシア農科大学副学長）

私の大学は首都クアラルンプールの南25kmの所にあります。農科大学という名称ですが、これ

は広義の意味での農科大学で、農業の他に、森林学、漁業学、海洋学、動物学等幅広く研究・教育にあたっております。また日本の国立大学、特に鹿児島大学とは海洋学、漁業学の分野で協力関係にある他、我が大学のスタッフに貴国大学卒業者も加わったり、また貴国の大学教官が私どもの大学で直接研究教育に携わってもらったりもしています。

概ね以上のような挨拶があった後、田中副会長より懇談会の進め方について次のような提案がなされた。

自己紹介が終了したので、早速懇談に入りたいと思います。本日は特にテーマを用意してないので、マレーシアの副学長の方々より、ご希望のテーマがあればご提案いただければ幸いです。

以上の提案を受けて、概ね次のような意見交換があった。

(○はマレーシア側、◎は日本側の出席者の発言)

- 比較的、具体的なテーマを三つほど提案したい。

第一に、両国間共同研究について懇談をしたいと思います。

第二に、留学生の派遣について、懇談というより事情を説明したい。すなわち、現在数多くの留学生が貴国の大学で学んでいるが、彼らはある意味で独特な性質をもっている。何故そのような学生が日本へ留学しているか、我が国の歴史的・政治的背景を説明し、関係各位のご理解を得たい。

第三に、留学生のケア、特に本国で日本留学の特別教育プログラムを経て訪日している政府派遣留学生のケアについて話し合いたい。

- ◎ それでは、まず共同研究について懇談したいと考えるが、この件に関し、もう少し具体的に問題提起をお願いしたい。

- 大学間共同研究は順調に運営され、ほぼ満足というのが我が方の考えである。かつて当計画開始当時は、物事の開始に当たり避けて通ることができない、相互理解を図るという傾向が強かったが、現在はその段階を終了し両国が共同研究の遂行に全力を傾注すべき時期に至っていると考え。今後、日本政府はアセアン諸国に対し国際交流の一層の促進のため資金援助拡大の計画があると聞くが、国際会議等の開催と比べ、大学間共同研究は両国の研究者のみならず、両国民にとっても極めて有益なプログラムであるので、是非、当予算の増額を日本の関係当局をお願いしたい。

- ◎ 現在、マラヤ大学と京都大学は拠点大学方式による大学間共同研究を行っているが、このような文部省の予算措置のあるものは別にして、日本の大学が外国の大学と個別に国際交流を実施する場合その経費の捻出が困難である。最近文部省の努力により、科学研究費補助金（海外学術研究——大学間協力研究）の新設等、徐々に改善されつつあるが、これも予算的制約があり、すべてに対し予算措置が講じられるものではないし、かつ研究を目的とするものに限られる。私どもは文部省に対し、その改善方を要望しているところであるが、これについての貴国の政策、あるいは考えをお伺いしたい。

- 拠点大学方式に基づく大学間共同研究遂行上の最大の問題はやはり資金の問題である。特に、研究が長期にわたり、かつ研究に従事する教官が自大学で重要な人の場合、何回か両国間を往復する必要が生じ、資金的にも不足が生じる。是非、文部省に予算措置の再検討をお願いしたい。

- 我が国では、国際交流協定に基づき学術交流を実施する場合、資金を両国で相互に負担する方法をとっている。つまり、我が国の研究者が外国に行く場合、渡航費は当方で負担し、滞在

費は先方で負担、という方式をとっている。このような方法が日本ではとれないのであろうか。

- ◎ 基本的には、同じ方法で行っている。しかし現行制度下では、各大学が独自に行う国際交流に対しては、各国立大学に予算配分がないため、その経費捻出に苦労している次第で、先程も説明したように、現在、文部省に対し改善方を要望しているところです。
- ◎ これは日本の文教政策の問題である。例えば、アメリカの場合、国が経済的に豊かになった時に研究奨学金、大学奨学金等相当程度大学教官に選択権が付与された。ところが日本では国際交流のイニシアティブは文部省、学術振興会等がもっています。原則的にはこの方法でよいと思うが、例えば外国の大学と国際交流協定を締結した場合、国際交流のための予算は大学に配分されていないため実効あるものにならないという事態が生じます。今後の日本の国際学術交流の促進のためにも、関係当局に対し大学のイニシアティブをもっと尊重し、その判断により旅費・滞在費等国際交流に要する経費を申請すれば、比較的容易に許可されるような、制度的見直しを検討されることを訴えてゆきたい。
- ◎ 冒頭で貴国からの留学性についての歴史的・社会的背景の説明をしたい旨の発言があったが、我々もその件について、関心があるので説明をお伺いしたい。
- マレーシアの教育政策を理解いただく前提として、まず我が国の人口構成比を説明したい。我が国はマレー系が50%、中国系40%、インド・スリランカ系10%で構成されてます。1970年、国会で上記3民族に平等に高等教育を与えるという考え方の下、すべての大学・学部をその人口構成比に基づき入学させるという法律が可決されました。この割合が崩れると、国会でも論争的になるし、新聞等のマスコミも批判し、大きな社会問題となります。したがって各大学・学部はこの比率に応じ学生を受け入れています。

次に、日本と我が国教育政策の係わりに話を移したい。7年ほど前のことになるが、我が国の当時の首相が“ルック・イースト・ポリシー”という東方政策を打ち出し、また当時の日本の福田首相も、“心と心の交流”というスローガンを掲げておりました。その当時、貴国へのマレーシア留学生は500~600名おりましたが、その大多数は中国系で、マレー系は極めて少数でした。そこで私どもは日本の文部省・外務省に対し、マレー系の留学生をもっと日本に留学させるべく特段の配慮を要請いたしました。同時に、これの実現を図るため、2年制の日本留学のための特別教育プログラムを実施する機関の設置方について関係当局と種々折衝を重ねた結果、マラヤ大学に「ジャパン・センター」という研究所が設置されるに至りました。現在ジャパン・センターは毎年百名ほどの学生を入学させ、日本の大学への入学準備のため、日本語教育を中心とした2年間の特訓教育を実施しています。この2年間の教育が修了すると、日本の文部省による試験を受け、合格者は日本へ留学いたします。幸いなことに、現在受験生のうち9割は合格しています。このような教育政策に基づき、マレー系の日本留学への途が開かれる制度ができあがったわけですが、一部の人よりジャパン・センターがマレー系以外の学生の入学を許可しないのは差別であるとの批判もあります。私どもとしては国会の決定でもあり、まず現時点では留学生派遣については、先程述べた人口構成比になるようなレベルまでマレー系学生の数を引き上げることが先決と考えています。将来、マレー系留学生が増え、バランスを失するような段階に至れば、その時点で非マレー系学生の入学について考えたいと思っています。

なお、私どもとしては将来我が国の指導的立場に就く人達が欧米諸国で高等教育を受けた者で固められるという事態は決して良いものではないと考えており、留学先を多様化し、様々な

国で教育を受けた者が指導的立場に就くことを望んでいます。

- 皆様方をお願いしたいことがあります。まず第一に、日本語取得の問題ですが、ジャパン・センターの2年間の教育で、日本の大学での勉強に支障の生じない程度までに達するのは率直に言って非常に困難と考えています。マレイシア政府派遣留学生は、他国の留学生と異なり、農村出身者が大多数で、日本の留学先がいずれの大学であれ、日本で生活は彼らに一種のカルチャー・ショックを与え、かつ日本語教育も充分とは言えない状態で留学し勉学に励んでいるわけですので、その点充分にご理解を賜り慎重なケアをお願いしたい。

第二に、留学生の受入数だが、例えばアメリカの場合、1大学に百名程度の留学生が在籍しているケースがあり、そうすると集団として固まり、アメリカ社会に溶け込めなくなり、かつマレイ人意識が強くなって他の外国学生とトラブルを起こすようなことまで生じることがあります。したがって、1大学で5～6名程度、最高でも10名程度に止めるよう配慮願いたい。

第三に、英語の問題だが、先生によっては日本語より英語の方が理解しやすいと考え、英語のテキストの講読をすすめることがあると聞きますが、我が国の中等教育段階での英語教育は充分でなく、かつ先程も説明の通りジャパン・センターでの教育は日本語教育を中心に行っているのです、彼らにとってはむしろ日本語の方が理解しやすい。この点もよろしくご配慮を賜りたい。

その他、宗教とか生活習慣とか、種々日本と事情が異なり、また先程も述べたように彼らは農村出身者で素朴な学生ですので、是非日本の皆様の方から彼らに歩み寄っていただき、勉強、友人関係、社会生活等の面で種々励ます等、手厚いケアをいただき、その留学が有意義となるようご助力をお願いしたい。

- ◎ 本学の留学生受入システムについて簡単に説明したい。

本学は附属日本語学校があり、現在5名のマレイシア留学生が在籍しています。留学生は高等学校修了段階で現地の在外公館の試験を受け、その合格者が附属日本語学校に入学するわけですが、そこでは、日本の大学・学部入学のための1年間の日本語を主に大学に進学するに必要な一般科目について教育を受けた後、それぞれ希望の大学・学部に進学します。現在、留学生は寄宿舎で他の外国人学生と一緒に生活を送っており、いわば24時間日本語で生活しています。また本学は日本語学科が設置されており、現在貴国の留学生も3名在籍している。当学科の留学生は卒業後、広く日本企業に就職し、また大学院に進学して日本語の教師等になるものもあります。

- ただ今の留学生の教育に対し感謝申し上げるが、それに関し若干コメントをしたいと思います。現在、ジャパン・センターでは日本より16名の先生を招き日本語等の特別教育を実施していますが、招聘した先生方には日本と同水準の給与を支給し、かつ宿舎等の便宜も図っています。それでも両国の物価水準の相違を考えると、百名の留学生を日本に送るよりも経済的に安くつくので、ただ今の話のような日本語教育を現地で実施していただいた方が効率的ではないか、という点が一つ。次に、貴学留学中の学生は中国系の学校の出身者で日本語を学ぶ上で既に下地があり、マレイ系の学生と比べ、馴染み易いという点があります。

- ◎ 私の大学には貴国の留学生が8名（マレイ系6名、中国系2名）が在籍しています。そのうち2名は女性ですが、我が国は屋内では被り物をとるという習慣がありますが、彼女らは常時頭を真っ白な布でつつんでいます。これは日本の学生に奇異な感じを与えています。それから、私どもから見ても日本語は非常に難しいと思っていることもあり、現在、マン・ツー・マンに近い形で教育に当たっていますが、留学期間内で学業を修了させるのは仲間困難です。1

年間程度延長すれば確実な教育が実施できるという感じもいたしますが、その点についてのお考えもお伺いしたい。

- 我が国では、特にマレイ系の一部の女性はスポーツをする場合でも被り物をとらないが、これは宗教上の理由に基づくものです。まだ一部にこのような習慣が残っていますが、現在は近代化への過渡期であるのでご理解願いたい。その点を除けば勤勉な学生ですのでご寛容をお願いしたい。

次に第二の問題だが、実際に留学生の教育に携わられている先生方の判断で、その必要があるということなら、私どもも留学期間の延長方について関係当局と折衝をしてみたい。個人的見解だが、1年程度なら可能と考える。私どもとしても期限内で無理して修了させるよりも、効果の上からも万全を期して1年程度の延長がベターであるということであれば、そのようにしたいと考えます。

- ◎ 一昨年、本事業でインドネシアの大学学長を招致しました。その折の懇談会でインドネシアは優秀な学生は本人の希望等もあり、欧米諸国への留学が多いと聞きました。貴国でも欧米諸国への留学生が多いと思いますが、その現状をお伺いしたい。我が国は、学問水準から見て、例えば工学分野等、欧米諸国と比べて勝るとも劣らないと考えます。是非とも優秀な学生を日本に留学させるべくご配慮をお願いしたい。

- 高等学校卒業予定者等を対象に、政府が日本への政府派遣留学生の選抜を行い、その合格者がマラヤ大学のジャパン・センターに入学します。その学生の質はマラヤ大学入学者と同等のレベルの学生で、決して劣るようなことはありません。このプログラムの開始当時、帰国後の就職問題等留学生の心配事はありませんでしたが、私どもも日本の教官招致、カリキュラムの確立等日本語教育の体制づくりに努力すると同時に、学生に対しては日本留学の意義等充分に説明し、日本に送り出しています。また確かに欧米諸国、特にアメリカへの留学生数は多いが、大学院学生を除くと、有名大学への入学は少数です。しかし先般、我が国の文部大臣がアメリカの大学への留学生に対し奨学金支給廃止の政策を打ち出したこともあり、今後は減少すると思います。なお、フランス、ドイツ等への留学は言葉等の問題もあって留学生数及び留学希望者も実績面から見ても日本より下回っています。

以上のような状況にあるため、年々日本への留学生の質は向上しています。それも学生自らの選択の結果、そのような事態になっていることを私どもは喜んでいきます。なお、来年第1回目の政府派遣留学生が帰国しますが、どのような成果を修め帰国するか、期待を込めて待っています。

- 2年前より、我が国の高等学校のカリキュラムに日本語教育を組み入れました。あと2年すると、4年間高等学校で日本語を履修した学生が入学しますが、そうなると高校で4年、さらにジャパン・センターで2年間日本語を学習した者が日本に留学することになるので、その効果のほども今から期待しています。

- ◎ 私どもの大学にも、今年の4月より4名のマレイシア留学生が入学いたしました。ただ今、副学長の先生方より学生に関する種々の問題、あるいは要請を承り、私どもとしても今後彼らのニーズに合った教育を実施し、期待に応えるべく努力したいと思います。

概ね以上のような意見交換があった後、マレイシア国大学副学長より次のような挨拶が述べられた。

(ナヤン・マレイシア農科大学副学長)

今回の訪日中に、文部省を初めとして早稲田・京都・筑波・電気通信・東京農工・東京大学を訪問しました。そのうち筑波・電気通信・東京農工大学では我が国からの留学生との面談の時間を設けていただきました。その印象を申し上げると、彼らは教官の方々等の指導・援助のお蔭で、勉学あるいは社会生活の面でもうまくいっており満足の様子でしたし、また施設・設備の整備された環境で勉学に励むことができることを感謝しておりました。私は彼らに対し、この留学のチャンスを十分に生かし、単に卒業証書を取得し帰国するのではなく、実際に帰国後、学んだ知識を活用・応用できる程度までマスターして帰国することを祈念していると激励してまいりました。

なお、問題があるとすれば、それは言葉の問題ですが、しかしこれも1年目の段階ではかなり苦勞するようですが、留学期間が長くなるにつれ徐々に解消するようです。その他、円高の影響で相当経済的な困難が生じているようでもありました。

以上、私の一般的印象を申し上げましたが、今回の招致にご尽力くださった文部省・国立大学協会の方々、また訪問大学の関係の方々に対し、心より感謝申し上げる次第です。

(ハミッド・マレイシア国民大学副学長)

今度の訪日で一番良かったのは、留学生と面談し、体験を直接聞いたことです。外国に留学生を派遣する際、特に言葉の問題があると予想される場合果して留学先でうまくやっているかどうかを最も心配いたします。本日の懇談会でも出ましたようにマラヤ大学はジャパン・センターを設置し、日本への政府派遣留学生の日本語教育を実施していますが、私どもの大学はフランス、ベルギーへの医学専攻希望者の予備教育を集中的に実施しています。しかし、このプログラムは日本語以上に言葉の上での困難があり、所期の効果を挙げていません。これらの学生に比べ日本への政府派遣留学生は事前の日本語予備教育、その受入体制、また研究教育の施設設備など非常に恵まれていると感じました。今後、我が国側の日本語教育の問題等まだまだ改善の余地があると思いますが、先程も説明した通りあと2年経てば高等学校で日本語を履修した学生がジャパン・センターへ入学するし、益々日本留学の効果も高まるものと期待しています。

また、日本政府は21世紀を目途に留学生10万人を受け入れる政策を打ち出しており、私どもも大変喜んでます。今後、我が国からの学部留学生、また卒業後大学院への進学者数も増加すると思いますが、これらの留学生が日本での研究教育の成果を一層高めるよう各自努力するとともに、帰国後はその経験を生かし我が国の学術文化の発展の上で実質的な力になってくれることを期待しています。

なお、本日は皆様方との懇談の機会を設けていただきましたことを感謝いたします。

最後に田中副会長より、次のような挨拶があった。

本日は私達がお答えるよりも、むしろマレイシア国側の事情をお伺いでき、今後の貴国からの留学生の処遇に関し得るところが多かったと感謝申し上げます。

以上をもって本日の懇談会を終了した。

昭和63年1月～4月

- | | | |
|----------|-------|--------------------|
| 1月21日(木) | 15:00 | 文部大臣との懇談 |
| 27日(水) | 13:30 | 入試問題連絡会 |
| 28日(木) | 10:00 | 入試改善特別委員会 |
| | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 2月5日(金) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 12日(金) | 11:00 | 入試問題連絡会 |
| | 15:00 | 入試改善特別委員会 |
| 18日(木) | 10:00 | 理事会 |
| | 12:30 | 第2常置委員会 |
| | 13:00 | 臨時総会 |
| | 17:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| | 18:30 | 国立大学入試問題連絡協議委員会 |
| 19日(金) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| 22日(月) | 10:00 | 入試改善特別委員会 |
| 27日(土) | 13:30 | 入試改善特別委員会打合せ |
| 3月8日(火) | 10:00 | 入試改善特別委員会 |
| 11日(金) | 10:30 | 特別会計制度協議会 |
| | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 17日(木) | 13:30 | 入試改善特別委員会打合せ |
| 29日(火) | 10:00 | 入試改善特別委員会 |
| | 17:00 | 入試問題連絡会 |
| 4月5日(火) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会 |
| 8日(金) | 13:30 | 第5常置委員会 |
| 21日(木) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 22日(金) | 10:00 | 入試改善特別委員会打合せ |
| 25日(月) | 14:00 | 第6常置委員会 |
| 26日(火) | 10:00 | 入試改善特別委員会 |
| 30日(土) | 10:00 | 入試改善特別委員会打合せ |

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和63年2月18日(木) 10:00~12:30
場所 学士会館302号室
出席者 森会長
田中, 熊谷各副委員長
伴, 東野, 石田, 前川, 井出, 川井, 北條, 本陣,
早川, 丸井, 西島, 新野, 久保田, 木村, 高橋,
保田, 志賀各理事
山田(第3), 黒木(第4), 田中(第5)各常置
委員会委員長
加納, 喜多各監事
(大学入試センター) 堯天所長

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日の理事会は、午後から開催される臨時総会に提案する昭和64年度入試のいわゆる併存案その他入試に関する諸問題についてご審議願うが、時期的にみて、昭和63年度の本協会予算についてもお諮りしたいので、よろしくお願いします。

なお、議題との関連で大学入試センターの堯天所長にも後刻出席を願うのでご了承いただきたい。

まず、学長の交代により新たに就任された理事をご紹介します。

徳島大学 添田 喬→久保田晴寿

なお、栗屋理事(山口大学長)はお差し支えのため、ご欠席になったのでご報告する。

ついで、事務局から配付資料の説明があったのち、協議に入った。

I 協 議

1. 委員の交代について

会長から次のとおり諮られた。

「資料4」のとおり特別委員会委員の交代があったので、追認願いたい。(承認)

なお、図書館特別委員会委員長が次のとおり交代されたのでご報告する。

添田 喬(徳島大学長)→

小林晴夫(室蘭工業大学長)

2. 大学入試センター所長候補者について

これについて、会長から次のように諮られた。

堯天大学入試センター所長の任期が本年3月末をもって満了となるので、その後任の選考が行われることになった。大学入試センター所長の選考は、大学入試センターの評議員会が運営協議委員会の意見をきいた上推薦した者について

行うものとされているが、従来からの慣行として、その推薦に関しては、国大協と大学入試センターとの間で協議することになっている。ついては昨日（2月17日）開催された大学入試センター評議員会において、堯天所長の後任として前北海道大学長有江幹男氏を推薦することとし、このことについて本協会に協議されたので、従前の例により理事会にお諮りする。

この件について協議の結果、異議なく承認された。

3. 会長から、本日の総会の日程について「資料5」のとおりにしてよろしいかと諮られ、了承された。

4. 昭和63年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)について

会長から、昭和63年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)についてお諮りしたいと述べられた。

次いで事務局長から「資料6」に基づいて説明があり、原案どおり承認され、午後の臨時総会に付議することとした。

5. 昭和64年度における国立大学の入学者選抜について

(1) 昭和64年度共通第1次学力試験日程(案)について

丸井第2常置委員長から次のように述べられた。

共通第1次学力試験の昭和64年度実施日程について、大学入試センターと協議の上、第2常置委員会において検討した結果、次の案を決定したのでご審議願いたい。

本試験 昭和64年1月21日（土）、22日（日）
追試験 昭和64年1月28日（土）、29日（日）
なお、追試験場については、次のとおりとす

ることが両地区において了承されている。

東日本地区—東京大学

西日本地区—京都教育大学

以上の試験日程（案）等について会長から諮られ、異議なく承認された。ついで、堯天大学入試センター所長から、本年度の共通第1次学力試験の実施状況について「資料8」に基づいて説明があり、引続き、大学入試に関する情報提供について、「資料9」により説明があった。

(2) 昭和64年度第2次試験について

初めに、会長から入試問題連絡会の審議状況について概ね次のような報告があった。

本年に入ってから、1月27日、2月12日の2回連絡会を開催し、各地区の代表から次の2点について各地区のご意見を伺った。その第1点は、昭和64年度に限り連続方式と分離分割方式の併存制で入試を実施する件についてであり、第2点は、仮にこのような併存案が認められた場合に各大学はどのような選択をされるかということであった。これについて、各地区代表の報告を総合すると、第1点については、いろいろな意見はあったが一応「併存は止むを得ないであろう。」という大方の意向のように受け止められた。第2点については、前年同様の連続方式を採りたいとする地区・大学もあったが、分離分割方式を積極的に検討するという地区・大学もあり、全体としてはまだ決めかねるという状況であった。

このような状況であったので、連絡会では、入試改善特別委員会に対し、昭和64年度に併存制を実施した場合の実施要領（案）等の作成を依頼するとともに、各大学に対して、併存制実施の了承が得られるという見通しのもとに各大学ではどのような方式を選択されるかそのご意向を照会する、こととした。

以上の報告について、会長から、本日までで寄せられた実施方式の照会結果について概況の説明があった。

以上、現在までの検討の経緯を踏まえ、会長から昭和64年度の入試について併存制を採択することが諮られた結果、これを承認の上、午後の臨時総会に提案することが了承された。

(3) 昭和64年度入試の実施案等について

熊谷入試改善特別委員長から「入試改善特別委員会資料」の№10について概ね次のような報告があった。

連絡会からの依頼により、昭和64年度の入試について、いわゆる併存制を実施する場合の「実施要領」等の原案を検討し、その素案をとりまとめた。この素案を各大学に送付してご意見を伺ったところ、時間的な余裕もなかったが、大変有意義で貴重なご意見を連絡会を通して数多く頂戴した。これらのご意見をできるだけ取り入れて修正した最終原案が資料№10の「国立大学の入学者選抜についての昭和64年度実施要領（案）」、「同実施細目（案）」及び「昭和64年度第2次試験実施上の申し合わせ事項（案）」である。

以上の報告ののち、同委員長から原案の修正箇所のうち、特に次の点について説明があった。

○「申し合わせ事項（案）」の中の追加合格者の取扱いに関する部分を「実施細目（案）」の該当事項の中に整理統合したこと。

○「申し合わせ事項（案）」の中、学部内の学科等の単位での連続及び分離分割方式の併存、又は分離分割の扱いに関する事項については、大学の諸事情によって弾力的な対応ができるよう、「認められない」の前に「原則として」の文言を加えたこと。

さらに、同委員長から各大学・学部の第2次

試験の実施日程の期日について、概ね次のような説明があった。

この実施要領（案）では、連続方式のA日程あるいは分離分割方式の前期日程の試験第1日は2月28日としているが、試験場確保その他の理由で、3月1日に繰り下げたいという大学については、その事情を申し出ていただき、第2常置委員会で検討願ひ、他の大学や国立大学全体の入試システムに支障を及ぼさないということであれば、できるだけ各大学の事情に添えるような弾力的な対応をすることにはいかがかと考えている。また、分離分割方式の後期日程の期間では実施に支障があるので後期日程の開始を1日早め、3月15日からとしたいという大学があれば、これについても、同じような扱いをしてはいかがかと考えている。

ついで、丸井第2常置委員長からこれに関連して次のように述べられた。

試験期日についてそのような特例的扱いの希望が寄せられているので、この件については、本日、開催する予定の第2常置委員会において審議することとしたい。

以上「実施要領（案）」等の説明に関して質疑応答及び意見交換があったのち、会長から、「国立大学の入学者選抜についての昭和64年度実施要領（案）」、「同実施細目（案）」及び第2次試験実施上の申し合わせ事項（案）」を本日の臨時総会に提案してよろしいかと諮られ、異議なく了承された。

さらに、会長から次のように述べられた。

昭和64年度の入試について、対外的にも国大協としての見解をまとめておくことがよいのではないかということになり、入試改善特別委員

会にお願いして「資料11」「昭和64年度入試について（案）」をまとめていただいた。これを国大協としての見解とすることについて、総会に諮ることをお認めいただきたい。

（一部文言修正の上承認された。）

6. 「新テスト」について

去る2月15日に発表された「新テスト」に関する大学入試改革協議会の報告「大学入試改革について」について、会長から、この検討を入

試改善特別委員会及び第2常置委員会に依頼することとしたい旨述べられ、この件について総会の了承を得ることとした。

II その他

会長から、1月21日の文部大臣との懇談及び1月29日の自民党文教関係国会議員との懇談の状況について報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

臨時総会

日 時 昭和63年2月18日（木） 13:00～17:00
場 所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

初めに森会長から、臨時総会開催の挨拶があったのち、本臨時総会は、昨年11月総会の決定に基づいて検討を行ってきた併存制による64年度入試について、その実施要領等を含めてご審議いただくのが主な目的であるが、そのほか、時期的に必要な事項として本協会の昭和63年度予算についてもお諮りするので、よろしく願います旨述べられた。

(1) 会議資料について

事務局から、今臨時総会の配付資料について説明があった。

(2) 臨時総会の日程について

会長から、今臨時総会の日程については、別紙「資料3」のとおりとしたい旨述べられ、了承された。

(3) 学長の交代について

会長から、前回11月総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

（大学名）	（前 任）	（後 任）
東京商船大学	鞠谷 宏士	内海 博
神戸商船大学	松本 吉春	前田 文郎

徳島大学 添田 喬 久保田晴寿
(4) 代理出席について

会長から、次の各大学の代理出席の紹介があり、また、島根医科大学榎学長は交通事情の都合で欠席された旨報告があった。

富山医科薬科大学（佐々学長の代理として）

増田克忠副学長

山口大学（栗屋学長の代理として）青木秀夫
学生部長

香川医科大学（砂田学長の代理として）西田
勇副学長

九州工業大学（迎学長の代理として）保里昌
平図書館長

鹿児島大学（井形学長の代理として）長谷綱
男理学部長

鹿屋体育大学（早川学長の代理として）江口
久光副学長

(5) 特別出席者について

会長から、議題の関係で後刻大学入試センターの堯天所長に出席願い、また、入試改善特別委員会の松井委員（京都教育大学教授）にも入

試に関する説明のため出席願うので、ご了承いただきたい旨述べられた。

(6) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後の委員長の交代について次のとおり報告があった。

(委員会) (前 任) (後 任)

図書館特別委員会 添田 喬 小林 晴夫
(徳島大学長) (室工業大学長)

〔議 事〕

1. 昭和63年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)について

事務局から、「昭和63年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)」について説明があったのち、会長から、本案については本日午前開催の理事会に諮り承認を得ているが、その際これを今臨時総会にお諮りすることが了承されたのでお諮りしたい旨述べられ、異議なく承認された。

2. 昭和64年度における国立大学の入学者選抜について

(1) 昭和64年度共通第1次学力試験日程等について

このことについて丸井第2常置委員会委員長より次のように述べられ、了承された。

去る2月5日開催の本委員会において昭和64年度共通第1次学力試験の実施期日について協議し、試験実施後の業務諸日程等を勘案して本試験を昭和64年1月21日(土)および22日(日)に、追試験を1月28日(土)および29日(日)とすることとし、この旨本日午前開催の理事会に諮った結果、承認が得られたので、ご了承いただきたい。なお、追試験の実施大学については東日本地区は東京大学に、西日本地区は京都教育大学に要請し、そのご承諾を得ていることをご報告申しあげる。

関連して、大学入試センターより次の事項について説明があった。

○ 昭和63年度共通第1次学力試験の実施結果について

このことについて堯天大学入試センター所長より次のように述べられた。

第10回を迎えた昭和63年度の共通第1次学力試験は去る1月23、24両日に本試験が、1月30、31の両日に追試験が実施され、お蔭をもって無事終了した。今回の志願者数は過去最高の396,575人となり、その受験率も前回は上回る95.45%という結果であった。また、試験問題の内容については多肢選択マークシート方式の制約の中で全般的に読解力、思考力を問う適切な内容となっているとの大方の評価が得られた。

なお、試験初日に中島文部大臣が大学入試センターに入試業務状況視察に来所され、視察後、森会長も同席して入試問題に関し種々懇談が行われた。

ついで、大学入試センター加藤管理部長より、配付資料「昭和63年度共通第1次学力試験実施結果の概要」に基き、平均点等について説明があった。

○ 大学入試に関する情報提供について

このことについて堯天大学入試センター所長より次のように述べられた。

大学入試センターでは、臨教審の提言ならびに高等学校関係者・受験生等からの要請に応えて、各国立大学における教育研究内容や入試に関する情報提供のあり方について「大学入試に関する情報提供検討委員会」を設置し、第2常置委員会の意見も伺いながら提供情報の具体的な内容や提供方法等について検討をすすめる、昨年11月にこれの「中間まとめ」を作成した。この「中間まとめ」について秋の総会で基

本的にご了承を得たので、その後「中間まとめ」に対して関係者から意見を伺ったうえ更に詰め
の検討をすすめ、その最終結果を配付資料のと
おり取りまとめた。今後このまとめに沿って3
月～4月頃各大学に情報の提供方をご依頼し、
各大学から提供していただいた情報を整理した
うえ本年10月頃を目途にデータ通信網を介して
利用者への情報提供業務を開始したい考えであ
る。

なお、センターから提供する情報の内容は、
全国横断的一般情報であって大学を検索するた
めのものであり、個々の大学内部の詳細な情報
までも含むものではないので、その点ご承知お
き願いたい。

(2) 昭和64年度第2次試験について

初めに会長より、前回総会以降今日までの64
年度入試に関する審議の経緯について次のよう
に述べられた。

ご承知のように、昨年11月開催の第81回総会
において、64年度入試について「分離分割方式
を導入し現行方式と併存させることをさらに検
討し、なるべく早い時期に国大協としての結論
を出す」旨の決定が行われ、以後、この決定に
基づき併存制についての具体的検討が入試改善
特別委員会においてすすめられ、その検討結果
を基に入試問題連絡会において協議を重ねた。
その結果、12月3日開催の連絡会において、64
年度入試の実施案として、「2月28日試験開始、
3月23日合格者発表」という日程の枠の中で併
存案を取りまとめ、これを翌12月4日付をもっ
て各地区・各大学に提示し検討方を依頼すると
ともに、64年度入試について、①国大協として
併存制を認めることの可否、および②大学とし
て併存案のいずれの方式を採用する考えか、の
二点について併せて検討方をご依頼した。これ

について去る1月27日開催の連絡会における各
地区・各大学からの報告によると、一部に時期
尚早等の消極的意見もあったが、一応、64年度
入試について併存制を採用することについて大
方のご了承が得られる見通しとなった。そこで、
入試改善特別委員会に予め64年度入試の実施要
領・細目等の原案の取りまとめを依頼する一
方、各大学には、併存制が実施されることにな
った場合に選択される第2次試験実施方式およ
び日程を会長名をもって伺うこととした。

以上のような経緯を経て今日に至り、本日午
前開催の理事会において、昭和64年度入試につ
いて併存制を実施することについて諮ったう
え、入試改善特別委員会で取りまとめた入学者
選抜についての「実施要領」、「実施細目」およ
び「実施上の申し合わせ事項」の各案を審議
し、これが基本的に承認された。

概ね以上のようにその後の経緯について説明
があったのち、引続き会長より、昭和64年度入
試について併存制を実施することを総会として
ご承認いただきたい旨述べられ、審議の結果承
認された。

ついで、熊谷入試改善特別委員会委員長よ
り、「国立大学の入学者選抜についての昭和64
年度実施要領」(案)、「同実施細目」(案)およ
び「昭和64年度第2次試験実施上の申し合わせ
事項」(案)について、配付資料をもとに次の
ように説明があった。

去る1月27日開催の連絡会における協議結果
に基づき、連絡会森座長より本委員会へ、64年
度入試に関する実施要領等の原案の作成依頼が
あったので、これを承けて翌1月28日本委員会
を開催し、併存制を実施するとした場合の日程
等を含む細部にわたる種々の問題点について審
議し、昭和64年度入試に関する「実施要領」

(案)、「実施細目」(案)および「実施上の申し合わせ事項」(案)を素案としてまとめ、2月1日付をもって各大学に送付するとともにこの検討方をお願いした。各大学の検討結果は2月12日開催された連絡会に持ち寄られ、そこで指摘された問題点等について同日開催した本委員会で種々検討を行った結果、昭和64年度入試に関する「実施要領」、「実施細目」および「実施上の申し合わせ事項」の各案について所要の修正や追加・補足のほか文言の修正等を加え、最終原案を決定した。それが配付の入試改善特別委員会資料〔No.10〕であり、以下お手許配付の資料に則してご説明申しあげたい。

以上のように前置きして「国立大学の入学選抜についての昭和64年度実施要領」(案)、「実施細目」(案)および「実施上の申し合わせ事項」(案)に基づいて、当初原案から修正された箇所を中心に次の諸点について詳細な内容説明があった。

- 1) 定員一部留保第2次募集の出願資格を若干拡げたこと。〔「実施要領」5(C)〕
- 2) 入学手続完了者が、これを取消して他の国立大学へ入学手続をとることは「認められない」とあったのを、「原則として認められない」としたこと。〔「実施細目」IV(2)〕
- 3) 追加合格者の取扱いに関する事項を「実施細目」に整理統合したこと。〔「実施細目」V及び「申し合わせ事項」〕
- 4) 学部内の学科等の単位区分で連続方式と分離分割方式を併存させることは「認められない」とあったのを、「原則として認められない」としたこと。〔「申し合わせ事項」(2)〕
- 5) 学部内の学科等の一部が分離分割方式を採用することにより、学部全体として分離

分割方式の扱いをすることは「認められない」とあったのを、「原則として認められない」としたこと。〔「申し合わせ事項」(3)〕

- 6) その他、分り易くかつ明確にするため若干の文言修正並びに項目の追加を行ったこと。

以上の説明について次のような意見の交換があった。

- 合格者発表期限がこれまでより3日繰り下がること、定員一部留保第2次募集や欠員補充第2次募集等の業務がそのしわ寄せを受けて窮屈になるので、これをもう少し早められないか。
- 日程的に多少ご迷惑をかける部分があることは承知しているが、64年度入試については、この日程案の中で何とか工夫していただきたい。
- 第2次試験のA日程・前期日程の試験開始日の2月28日は週日の火曜日に当り学外試験場の都合がつきにくくなるので、この場合の高校等試験場借用について便宜を図っていただきたい。
- その件は関係方面に配慮方を要請することを考えている。
- 実施細目案の合格者の入学手続に関し、「一つの国立大学に入学手続を完了したときは、それ以後にこれを取り消して、他の国立大学へ入学手続をとることは原則として認められない」とあるが、ここに「原則として」という文言が入ることによって無用なトラブルを招きかねないので、むしろこの「原則として」は削除すべきと思う。
- 「原則として」の文言を加えたのは、受験生の側に真に止むを得ないと思われるような極めて特別な事情が生じた場合のことを考慮

したためである。

- この事項は、当初の案では、特例を認める場合の条件として、「受験生が連続方式による事後選択制を採り、かつ生活環境が急変する等、受験生に特別の事情が生じた場合に限り」旨の但し書きをし、文中「原則として」の文言は入れてなかったが、その後論議の結果、基本的には認められないが多少の融通性を残しておくこととし、原案のような記述に改めたものである。
- この「原則として」は、解釈次第では補欠（追加）合格の扱いとも繋りかねないので、やはりこの文言は削除しておくべきであろう。
- 「原則として」の文言が混乱を招くおそれがあるということであれば、これは削除することにしたい。しかし、受験生の事情の如何によっては、入学手続の変更を斟酌せざるを得ないということもあると思われるので、実際に、受験生から申出があった場合には、当該大学間で協議のうえ合意が得られれば入学手続変更を認めることとし、このことを総会としてご了解いただきたい。
- 入試センターからの「前期日程」試験合格・入学手続完了者の資料提供が3月18日正午からとなっているが、合格決定業務をすすめるうえで、この資料提供の開始を3月18日午前に繰り上げられないか。
- これについては入試センターで検討努力した結果得られたギリギリの線であるので、64年度についてはこの日程でお願いせざるを得ない。

以上の意見交換ののち、会長より、64年度入試に関する実施要領(案)・実施細目(案)・実施上の申し合わせ事項(案)について諮られ、そ

の結果、「実施細目」(案)の「IV合格者の入学手続きに関する事項」の(2)の文中、「原則として」を削除することとしたほか、原案どおり承認された。

次に丸井第2常置委員会委員長より、64年度「実施要領」(案)等に関連する事項について、本日昼(12:30~13:00)開催された第2常置委員会における審議結果について次のように報告があった。

①第2次試験実施日程についての特例について

A日程試験および前期日程試験については2月28日試験開始ということになっているが、A日程による試験実施を予定している福岡教育大学より、64年度第2次試験の試験開始日の2月28日は同大学では学外に適当な試験会場の確保が困難なため、同大学の試験開始日を一日繰り下げて3月1日とすることを認めてほしい旨要望があったので、これの扱いについて検討した結果、受験生や他大学の試験の実施に影響を及ぼすことにならないよう配慮することを条件に特例としてこれを認めることとした。

また、B日程の試験開始日の変更についても、申出があれば前述と同様の考え方に従って検討することとした。

なお、分離分割方式の日程については、後期試験に必要な入試業務日数等を考慮して3月16日の後期試験開始日を一日繰り上げて前期の入学手続期限日と同じ3月15日とすることを検討している向きもあるときいているので、本委員会にお申出があれば同様に扱うこととした。

②第2次試験出願の特例的扱いについて

併存制による64年度の第2次試験においては、「A—A出願」および「B—B出願」、「前

期一前期出願」および「後期一後期出願」は認められないことになっているが、このことについて北海道教育大学より、同大学では道内5市（釧路、函館、旭川、岩見沢および札幌）にそれぞれ分校を有しているが、同大学の第2次試験について、北海道内の教員養成の見地から、64年度についても前年度同様に「B—B出願」を特例として認めてほしい旨要望があったので、これについて検討した結果、従前どおりこれを特例として認めることとした。

ついで会長より、ただいま丸井委員長より報告のあった件についてご了承いただきたい旨述べられ、異議なく了承された。

次に、昭和64年度入試に関する国大協としての見解「昭和64年度入試について」（案）〔入試改善特別委員会資料№11〕について、会長より諮られ、異議なく承認された。

次に、会長より、去る2月1日付会長名をもって各国立大学長宛照会の「各大学の第2次試験実施方式および日程」についての現時点における回答の状況報告があったのち、次のように提案があり、了承された。

今後、各大学において第2次試験についていずれの方式、いずれの日程で実施するかについて改めて各大学に照会し、その回答をまとめたうえ今年度内（3月末）に公表することとした。

(3) その他

1) 会長より、去る1月21日開催の中島文部大臣と本協会メンバーとの懇談の模様および1月29日開催の自民党文教関係国会議員と本協会メンバーとの懇談の模様について報告があった。

2) 昭和65年度以降の入試について

「新テスト」について会長より次のように述べられた。

大学入試改革協議会が「新テスト」の構想について取りまとめた「大学入試改革について（報告）」が、このほど文部省阿部高等教育局長名をもって各大学とともに本協会にも送付され、これの検討方について依頼があった。ついで、国立大学協会として今後、昭和65年度以降の入試について検討を行っていく必要があるが、これには、「新テスト」に関する検討が避けて通れないので、この検討を入試改善特別委員会と第2常置委員会にお願いしたいと考えた。ご了承いただきたい。

この件について了承された。

ついで、「新テスト」に関して概ね次のような意見交換が行われた。

○ 「新テスト」については、今後大学入試改革協議会の報告に基づき昭和65年度からの実施を目途に具体的な準備がすすめられることになるが、その準備のための業務は当面大学入試センターがあたることになると思われる。ついで、65年度以降の新テストとの関係において共通第1次学力試験をどう措置するのか、また、新テストの実施についての準備をどのように考えるのか、その方針を速やかに決めていただきたい。

○ 「新テスト」については、これまでその具体的中身が掴みきれないばかりでなく、実施時期についても、いわれているように65年度から果たして実施されるのかどうかという不安があった。今回の入試改革協議会の報告を読んでも、新テストの実施主体はどこで、責任体制はどうなるのかといった基本的な点がはっきりしていない憾みもあるが、文部省から

「報告」についての検討が要請されており、国大協として早急に、「新テスト」に対する基本的方向を明らかにし、具体的検討の準備に取りかかるべきである。

○ 「新テスト」が昭和65年度実施ということになると、それが実際に実施されるのは64年12月下旬となるが、その前に「試行テスト」を行うとすればそれは本年12月ということになり、その時期は切迫している。一方、試験問題の作成については、試験実施の2年前から準備に入る必要があるが、「新テスト」実施に係る国立学校設置法の一部改正案が未だ国会の審議に付されていない状況なので、入試センターとしては、65年度については、共通第1次学力試験の試験問題として諸準備をすすめていかざるを得ない。すでにそのための準備に入っており、来る4月には委員を委嘱したうえ早速各出題教科の問題作成にとりかかることにしているが、今後の推移によっては共通第1次学力試験の問題作成から「新テスト」の問題作成に移行することを考えざるを得ない。なお、前述の事情から、初年度の「新テスト」および「試行」の問題作成は、国立大学教官に限られることになるが、これは止むを得ない過渡措置として、ご了解いただきたい。

○ 「新テスト」の日程について大学入試改革協議会の「報告」に示されている「実施前年の7月に各大学はテストを課すことについての大綱を予告」をするとある「大綱の予告」とは具体的にはどういうことか。

○ 実施初年度は「新テスト」を課すか課さないか、大学として態度表明することである。これは、試験制度を大きく変更する場合は、試験実施の2年前にその旨公表することが慣

例となっていることによるものである。

○ 高等学校側では、「新テスト」実施2年前に各大学がこれを課すかどうかということと同時に課す場合の科目名についても明らかにしてほしいと希望している。いずれにしても、各大学においても「新テスト」をいかに利活用するかについて早急に検討を開始すべきであろう。

○ 「新テスト」については、その具体的なイメージが未だ掴みきれないが、各国立大学はそれぞれの性格も異なり、また、入学者選抜についての考え方の相違ということもあるので、「新テスト」への参加については、利活用の自由のたてまえを守ってほしい。

○ 入試改善特別委員会では、「新テスト」の問題も含めて65年度以降の国立大学の入学者選抜について早急に検討に着手する所存であるが、「新テスト」については基本的には各大学自身の対応の問題であり、各大学において早急にこれの検討をしていただくようお願いしたい。

○ 「新テスト」の実施体制に国大協としてどう関与すべきか、その検討は必要であろう。

以上の意見交換ののち、会長より、今後直ちに「新テスト」を含め65年度以降の入試について検討を進めていきたいと述べられた。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に会長より、閉会の挨拶につづいて、次期6月総会までに退任される学長として前回総会で紹介した以後、任期期限を迎えられることが新たに承知できた坂上愛媛大学長、前田鳴門教育大学長、横山横浜国立大学長、砂田香川医科大学長、および古川佐賀医科大学長に、国立大学協会への今日までの協力に対し謝意を表され、ま

た、来る3月末日任期満了をもって退任される
堯天大学入試センター所長に対し、謝意が表さ

れた。

以上をもって臨時総会を閉会した。

第2常置委員会

日 時 昭和63年2月5日(金) 13:30~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林、福士、菅野、久佐、前川、内海、津田、
本陣、佐野、出口、金築、迎(代理;保里九州工
業大学附属図書館長)、早川(代理;江口鹿屋体
育大学副学長)各委員

松井専門委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長
(文部省) 伊勢呂大学入試室長

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任
された内海東京商船大学長、並びに迎委員(九
州工業大学長)の代理として出席の保里九州工
業大学附属図書館長及び早川委員(鹿屋体育大
学長)の代理として出席の江口鹿屋体育大学副
学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 昭和64年度共通第1次学力試験の実施期日 等について

このことについて委員長より次のように述べ
られた。

共通第1次学力試験の実施期日については、
従来1月最終の土曜日および日曜日の両日を当
てているが、63年度についてはこれが30日およ
び31日ということになり、実施後の諸日程、特
に成績請求・提供時期、推薦入学発表時期等の
関係から、これを1週間繰り上げて第3週の土
曜日(23日)および日曜日(24日)とした経緯が
ある。64年度の実施期日についても63年度と同
様の理由により1月第3週の土曜日(21日)お
よび日曜日(22日)とすることが適当と考えら

れるので、これについてご検討いただきたい。
また、追試験の実施についても63年度と同様、
東日本地区および西日本地区の2箇所とするこ
ととし、東日本地区は東京大学に、西日本地区
は京都教育大学にお願いすることとしたいが如
何であろうか。なお、このことについて既に両
大学より内諾をいただいていることを申し添え
る。

これについて協議が行われた結果、昭和64年
度共通第1次学力試験の実施期日について、委
員長の提案どおり1月第3週の土曜・日曜に当
たる1月21日および22日を本試験、その1週間
後の1月28日および29日を追試験日とするとも
に、追試験の実施大学についても東京大学お
よび京都教育大学の両大学とすることを了承
し、この旨来る理事会に諮ることとした。

2. 大学入試センターの情報提供について

このことについて堯天大学入試センター所長
より次のように説明があり、了承された。

大学入試センターでは、各国公立大学におけ
る教育研究内容や入試に関する情報提供につい
て、本委員会のご意見を伺いながら「大学入試

に関する情報提供検討委員会」において、提供する情報の具体的な内容、その提供方法等の検討をすすめたうえで昨年11月作成した「中間まとめ」が11月総会において基本的にご了承いただけたので、その後、公立大学や高等学校関係者等の意見も聴取しながらワーキンググループで引き続き検討をすすめ、このほど配付のような最終的な「まとめ」を作成した。

センターとしては今後この「まとめ」に沿って、予ての方針どおり本年10月を目途にデータ通信網を介して情報提供業務を開始し、年次計画に基づいて漸次これの充実・発展を図ってゆく考えであり、いずれ各大学にそのための情報提供方をご依頼するつもりである。

なお、加藤管理部長より配付資料「大学入試に関する情報提供について（案）」等を基に補足説明があり、また関連して、文部省伊勢呂大学入試室長より、大学紹介用ビデオ・パンフレット作成費、入試情報テレホンサービス経費等昭和63年度大学入試改革関係経費（見込額）について配付資料を基に説明があった。

3. 国立大学の入学者選抜についての昭和64年度実施要領および実施細目等について

このことについて委員長より次のように述べられた。

昨年11月開催された総会において、昭和64年度入試に関する入試問題連絡会からの提案（分離分割方式を導入し、現行方式と併存させることを更に検討する。その具体的検討は入試改善特別委員会に依頼し、その答申を各大学で審議したうえで、なるべく早い時期に国大協としての結論を出す。）が了承され、これを承けて入試改善特別委員会は具体案の取りまとめに向けて検討に入った。

一方、連絡会は入試改善特別委員会からの検討状況報告を踏まえて協議を行った結果、64年度入試について「〔2月28日試験開始、3月23日合格者発表〕という枠の中で、連続方式と分離分割方式とを併存させる」案をもって連絡会としての最終的原案とするとともにこれを各地区・各大学に提示した。そして、去る1月27日開催の連絡会に各地区・各大学からその検討結果が報告されたが、その意見の大勢は併存制は止むを得ないということであったので、併存制を実施した場合の具体的な実施要領および実施細目等の原案の作成を入試改善特別委員会に依頼した。

これを承けて、入試改善特別委員会は翌1月28日委員会を開催し、日程を含む細部にわたる種々の問題点について審議のうえ配付のように、昭和64年度入試に関する実施要領（案）、実施細目（案）および実施上の申し合わせ事項（案）を作成した。

なお、この実施要領（案）等は2月1日付をもって既に各大学長宛に送付されており、来る2月12日に開催される連絡会および入試改善特別委員会において、これに対する各地区・各大学の意見をも踏まえて詰めの検討を行って最終原案を決定し、2月18日開催される臨時総会に提案される予定である。

ついで松井専門委員（入試改善特別委員会委員）より、配付の「国立大学の入学者選抜についての昭和64年度実施要領（案）」、「同実施細目（案）」、および「第2次試験実施上の申し合わせ事項（案）」について詳細にわたり説明があったのち、意見交換が行われた。

4. 第2次試験の教科・科目について

このことについて、文部省伊勢呂大学入試室

長より次のような説明ならびに要請があった。

現在、国立大学が第2次試験の学力試験で課している教科数の状況は別紙のとおりである。かつて共通入試制度を導入する際に、国大協では、第2次試験について、その試験科目を「できる限り共通第1次学力試験の試験科目以外の科目によること、小論文、実技、面接等学科試験によらない選考を図ること、出題にあたっては受験生の負担増にならないよう科目数、出題量等できるかぎり少なくすることがのぞましい」旨の「ガイドライン」が示された。また、国会においても、共通入試制の実施に伴う国立学校設置法改正案を可決する際に、「第2次試験については、受験生に過重な負担とならないようその試験科目数を最少限に止めるべき」旨附帯決議された経緯がある。この観点から第2次試験の試験科目数について一層の削減にご配慮いただきたい。

5. 「新テスト」について

委員長の要請で堯天大学入試センター所長より、「新テスト」に関する審議状況等について次のような説明があった。

「新テスト」については、昨年3月に大学入試センターの「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会が取りまとめた当面の具体的「実施案」が文部省に提出されたのち、翌4月に大学入試改革協議会が開催され、「実施案」をもとにその最終まとめに向けて検討が開始された。しかし、その後種々の事情から同協議会の開催が延期されていたが、本年に入って1月22日に再開され、次回2月15日には協議会として「新テスト」に関する最終報告が取りまとめられる予定である。

「新テスト」については昭和65年度の大学入

学者選抜からの実施を目途としており、これが予定どおり実施されるとすると、その期日は64年12月ということになる。また、試行テストについては、「新テスト」実施の1年前の同じ時期が基本となるので、その実施は本年の12月ということになる。一方、各国・公・私立大学は、「新テスト」に参加するかどうかの意向をその実施前々年の7月、つまり本年の7月には表明する必要がある、また、試行テストへの参加表明も同じく7月までに明らかにすることになっている。

ところで、「新テスト」に関し予めご理解いただきたいこととして問題作成に関することがある。「新テスト」は国・公・私立大学が共同して実施する試験という性格から、その試験問題の作成は当然国・公・私立大学教員が協力して当たるべきであるが、新大学入試センターに関する法律改正が国会でまだ成立をみていないので、当面国立大学教員のみで当たらざるを得ないという事情がある。なお、試験問題の内容・水準については、少なくとも初年度は共通第1次学力試験のそれをベースとすることとなる。

以上のような説明のほか、試行テストの実施上の問題、「新テスト」と2次試験との関係等について説明があった。

以上の説明について、「新テスト」の「利活用」の自由ということについての国大協としての受け止め方、共通第1次学力試験の総括ならびに新テストへの移行の手順、試験問題作成にあたっての国大協の立場、等について意見交換が行われた。

6. 昭和64年度共通第1次学力試験における「地域割」変更について

(1) 島根・山口両地区に係る「地域割」変更について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前々回の委員会（62.10.15）において、金築委員（島根大学長）より島根・山口両地区間における64年度以降の共通第1次学力試験の「地域割」変更について、いずれ中国・四国地区学長会議において協議したい旨が述べられたが、その後開催された同学長会議においてこれが了承された由であるので、同委員よりそのご報告をいただいたうえ、その「地域割」変更についてお諮りしたい。

ついで、金築委員より次のように報告があった。

島根地区の鹿足郡居住の受験生は、その受験場のある松江市まで遠隔でかつ交通の便が悪く、また受験にあたって二泊の宿泊を余儀なくされるなど経費の負担も多大という事情がある。鹿足郡は地理的には隣接の山口市で受験する方が遙かに交通の便がよいにもかかわらず、「居住地受験制の原則」上これまで止むを得ず松江市で受験していたが、島根・山口両地区間で64年度以降の共通第1次学力試験において鹿足郡を山口地区に「地域割」変更することが合意されたので、これを先般開催の地区学長会議に諮った結果、了承されたことをご報告申し上げる。

以上の「地域割」変更は異議なく了承された。

(2) 埼玉地区および神奈川地区における共通第1次学力試験の「地域割」変更について

このことについて、前川委員（関東甲信越地区世話大学群馬大学長）より、埼玉大学および横浜国立大学からそれぞれ昭和64年度以降の共通第1次学力試験「地域割」の広域化および変更等についての要請にもとづき、目下関係大学の学生部長も加わって東京地区入試担当者間でその取扱いについて検討がすすめられている旨報告があった。

7. 中国引揚者等子女の特別選抜について

このことについて津田委員（新潟大学長）より、次のような要望が述べられた。

63年度入学者選抜において新潟大学では中国引揚者子女について特別選抜の実施を予定しているが、これに対し、受験希望者等から数多くの問い合わせがきている。その中には、中国における修業年限の関係で日本の大学入学資格にあてはまらない者が含まれていた。これについて学内から、中国における修業年限の諸事情を配慮して、11年の修業年限をもって高校卒業者と同等と看做して大学入学資格を付与できるよう便宜が図れないものであろうかとの希望があるので、この問題の解決方につきご配慮いただければ幸いである。

ついで委員長より、この問題は法規にかかわることでもあるので簡単な問題ではないが、文部省と協議しながら引続き検討をすすめることにしたい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和63年2月18日(木) 12:30~13:00

場所 学士会館202号室

出席者 丸井委員長

小林, 福土, 菅野, 久佐, 前川, 井出, 内海,
津田, 本陣, 佐野, 出口, 金築, 迎(代理; 保里
九州工業大学附属図書館長), 保田, 早川(代理;
江口鹿屋体育大学副学長) 各委員
松井専門委員

(大学入試センター) 堯天所長, 加藤管理部長

第2常置委員会

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 迎委員の代理として出席された保里九州工業大学附属図書館長および早川委員の代理として出席された江口鹿屋体育大学副学長の紹介があり, ついで, 本日の議事について, 国立大学の入学者選抜についての昭和64年度実施要領・実施細目(案)等に関連して第2次試験の実施日程等に関する次の3件についてお諮りしたい旨述べられたのち, 議事に入った。

〔議 事〕

1. 福岡教育大学の第2次試験開始日の繰り下げについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

64年度の各大学の第2次試験の実施日程については, 連続方式A日程および分離分割方式前期日程の試験開始日は2月28日となっているが, 福岡教育大学より, 同大学ではA日程による試験を予定しているが試験開始日の2月28日は必要とする学外の試験場の確保が困難なため, これを一日繰り下げて3月1日とすることを認めてほしい旨の要望があったので, この扱いについてお諮りしたい。

これについて協議した結果, 受験生や他大学の試験の実施に影響を及ぼすことにならないよ

う配慮することを条件に特例としてこれを認めることとした。なお, B日程の試験開始日の繰り下げについても, 大学から申出があればA日程の場合と同様の考え方に従って扱うこととした。

2. 北海道教育大学の第2次試験出願の特例的扱いについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

併存制により実施される64年度の第2次試験においては, 「A—A」および「B—B」出願, 並びに「前期—前期」および「後期—後期」出願は認められないことになっているが, このことについて北海道教育大学より, 同大学では道内5市(釧路, 函館, 旭川, 岩見沢, および札幌)に分校を有しているが, 北海道という地域の特性と道内の教員養成の見地から, 同大学の第2次試験について64年度も前年度同様「B—B」出願を特例として認めてほしい旨要望があったので, これの扱いについてお諮りしたい。

これについて協議した結果, 従前どおりこれを特例として認めることとした。

3. 分離分割方式における後期日程試験の試験開始日の繰り上げについて

このことについて委員長より次のように述べ

られた。

64年度の分離分割方式の試験日程については、第2次試験の日程枠の関係上、後期の試験日程を前期のそれに比して短くせざるを得なかった。ついては後期の試験日数を確保するため「実施要領」（案）に定めたその試験開始日（3月16日）を一日繰り上げる（前期日程試験の入学手続期限日と重ねて3月15日とする）ことを認めてほしい旨の要望があるやにきいている。

これについては、まだ、正式には本委員会に要請がきているわけではないが、前以てこの扱いをお諮りしたい。

これについて協議の結果、申出があれば、福岡教育大学における「試験開始日の繰り下げ措置」の例に準じて認める方向で弾力的に扱うこととした。

以上をもって議事を終了した。

第2常置委員会

日時 昭和63年4月21日（木） 13:30～16:20

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林、福士、久佐、内海、津田、本陣、潮木、佐野、出口、金築、片山、浅田、迎（原田九州工業大学学生部長）、保田、早川各委員

松井、金子、猪岡各専門委員

（大学入試センター）有江所長、田保橋副所長

丸井委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任した浅田泰次愛媛大学長、および迎委員の代理として出席された九州工業大学原田学生部長、ならびにオブザーバーとして出席の大学入試センター有江所長および田保橋副所長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 中国引揚者等子女の特別選抜について

このことについて初めに委員長より次のように述べられた。

本委員会では、国立大学における中国引揚者等子女特別選抜について一昨年以来文部省とも協議して検討をすすめたうえ出願資格等についてガイドラインを作成した（昭和62年11月総会了承）が、新潟大学の法学部では今年度の入試において、このガイドラインに則って特別選抜

を実施した由であるので、まずその実施状況を津田委員（新潟大学長）より伺いたいしたい。

ついで、同委員より、新潟大学における中国引揚者子女特別選抜試験の実施状況（応募状況、試験内容、合格状況等）について説明があったのち、委員長より、次のように述べられた。

中国引揚者子女特別選抜については、予て一つの問題点として、中国における日本の高校に相当する後期中等教育までの修学年限が省によって異なり、11年間の省もあるので、外国において教育を受けた場合の大学入学資格を定めた学校教育法施行規則第69条第1項（外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの）の規定上、大学入学資格を有し得ないという問題がある。そこで、かつて本委員会として、特別選抜についてのガイドラインについて検討した際、中国引揚者子女については特例的に11

年間の修業年限をもって高校卒業と同等と看做して大学入学資格を付与することができないものかどうか関係省庁とも協議したが、結局法規上の問題からその特例扱いは認められなかったという経緯がある。

しかし、中国引揚者子女の大学入学資格の問題については、関係の文部・厚生両省でも検討し、厚生省では自立促進センターを活用した日本語教育の履修を考えているということであり、また文部省は、公立高校の定時制第4年次への編入、放送大学の利用等により修業年限の不足を補う方法がとれないかどうか考えられているようである。

以上、本問題についての目下の検討状況をご報告する。

以上の説明について若干意見交換があった。

2. 昭和64年度第2次試験実施日程の特例措置について

このことについて委員長より次のように諮られた。

64年度における第2次試験の試験開始日に関連して、福岡教育大学より同大学の試験開始日（A日程グループ2月28日）を学外試験会場の借用の関係で一日繰り下げることを認めてほしい旨の要望については、去る2月18日開催の臨時総会の際の本委員会で承認を得ているが、このほど福井大学（B日程グループ）から、同大学の試験場の収容能力の関係で2学部のうち教育学部における試験開始日を一日繰り下げたい旨の要望があった。これについてお諮りする。

これについて協議の結果、福岡教育大学の場合と同様に、他大学の試験実施に影響を及ぼさないよう配慮することを条件に認めることとした。

3. 昭和64年度共通第1次学力試験の成績請求票等について

大学入試センターにおいて作成される昭和64年度の共通第1次学力試験実施提要および受験案内に関連して、田保橋大学入試センター副所長より、実施方法専門委員会において検討予定の「昭和64年度共通第1次学力試験成績請求票様式（案）」について説明があり、また、64年度併存制実施に伴い大学入試センターから各大学に提供される資料として新たに加わるようになった『「前期日程」試験入学手続完了者資料の作成・提供について（案）』について同じく田保橋副所長より説明があった。

4. 埼玉地区および神奈川地区における共通第1次学力試験の「地域割」変更について

このことについて委員長より次のように述べられた。

埼玉大学および横浜国立大学から昭和64年度以降の共通第1次学力試験の「地域割」の広域化および変更等についての要請にもとづき、予て学生部長も加わって東京地区関係大学の入試事務担当者間でその具体的検討がすすめられていたが、このほど、両地区について当面次のように「地域割」変更措置を講じることとなった旨連絡をいただいたので、この扱いについてお諮りしたい。

○ 埼玉地区について、埼玉県和光市および新座市居住の受験生を東京地区に「地域割」変更する

○ 神奈川地区について、横浜市鶴見区居住の受験生について東京地区に「地域割」変更する
これについて、異議なく了承された。

ついで、委員長より「地域割」に関する今後

の検討のすすめ方について次のように述べられ、了承された。

埼玉・神奈川両地区については特にここ数年、試験場問題が慢性化していて「地域割」を若干手直しする程度では問題の抜本的解決はのぞみ難い状況となっている。そこで、本委員会として、いずれ全国的に「地域割」を見直して大都市圏における「地域割」の広域化といったことも含めて検討しなければならないのではないかと考えるが、その際は大学入試センターに協力をお願いしたい。

5. 各大学の第2次試験の志願票貼付写真について

このことについて委員長より次のように提案があり、了承された。

従来第2次試験の受験票に貼付する写真の大きさが大学によってまちまちであることが受験生の指摘からわかった。そこで受験生の便宜を考慮してできれば、第2次試験の受験票の写真と共通第1次学力試験の受験票の写真と同じ規格(縦4cm×横3cm)に統一することがのぞましいと思う。これについて了承が得られれば来る6月開催の総会に報告し、各大学の入試担当者に協力方を要請することにしたい。

6. 昭和65年度「新テスト」に関する経過報告について

このことについて委員長より概ね次のように報告があった。

去る2月18日開催された臨時総会において、森会長より入試改善特別委員会および本委員会に65年度以降の入学選抜について検討依頼があり、これを承けて、主として入試改善特別委員会において「新テスト」の問題を中心に検討

が開始されている。

一方、文部省では、「大学入試改革協議会報告」を踏まえて「新テスト」実施上必要とする重要事項について協議するため、国・公・私立大学の関係者等で構成する「準備協議会」を大学入試改革協議会の中に設け、その第1回の会議を去る3月18日に開催した。その協議の結果、次のことが了承された。

○ 「新テスト」の実施体制について、国会に提出された新大学入試センターに関する法律改正が行われたのちは、準備協議会を発展的に解消したうえで改めて「新テスト」の実施母体として国・公・私立大学各関係団体の代表等で構成する大学入試協議会(仮称)を設置する。

○ 65年度「新テスト」の実施を円滑に行うため、本年12月下旬に試行テストを実施する。

○ 65年度「新テスト」の試験問題および試行テストの試験問題の作成については、まだ新大学入試センターに関する法律改正が行われていないので、当面国立大学の教官のみで当たらせるを得ない。

ところで、入試改善特別委員会では、臨時総会以後2月22日、3月8日、3月29日の3回にわたり会議を開催し、新テストの問題について論議が行われた結果、各大学に「大学入試改革協議会報告」に対する意見照会を行ったうえで6月総会を目途に入試改善特別委員会として「新テスト」について見解を取りまとめることとし、目下その作業がすすめられているところである。

7. 試行テストについて

このことについて初めに有江大学入試センター所長より次のように述べられた。

「新テスト」の試行テストについては、ただいま委員長よりご報告があったように、準備協議会において「本年12月下旬に実施する」ことが了承されたので、これを承けて大学入試センターでは去る4月13日および4月19日に試行テスト専門委員会を開催し、試行テストについて種々検討を行ったうえ専門委員会としての実施計画案を取りまとめた。この実施計画案については、明日開催する「新テスト」(仮称)に関する調査検討委員会において審議することになっている。

ついで田保橋副所長より、配付資料「臨時教育審議会答申のテストに係る試行テスト実施計画(案)」にもとづき、試行テストの目的、実施にあたっての業務分担、対象、出題教科・科

目、実施期日等について説明があったのち、試行テストについて、国立大学の果たす役割、世話大学の役割等、業務分担について質疑応答があったほか、関連して、「新テスト」に関し、共通第1次学力試験と「新テスト」との関係(「共通第1次学力試験改善の延長線上」としての「新テスト」の位置づけと「利活用の自由」との関係、等)、「新テスト」と各大学の2次試験との関係、短期大学の参加、等について意見交換があった。

以上のような議事があり、最後に委員長より、65年度第2次試験の試験日程に関する本協会と私立大学関係者との協議について、森会長、熊谷入試改善特別委員会委員長に諮って速やかに開始したい旨が述べられ、閉会した。

第5常置委員会

日時 昭和63年4月8日(金) 13:30~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 田中委員長
渡部、長、菅野、太田、森、馬場、山田、藤永、
糸賀、東江各委員
長谷川専門委員
(文部省)大橋国際教育文化課課長補佐、鈴木国際教育文化課専門職員

田中委員長主宰の下に開会。

議事に先ち委員長より、前回(62.10.9)委員会以降の活動状況に関し、概ね次のような報告があった。

前回委員会で「大学間国際交流協定についてのアンケート」調査結果の取扱い方を協議した結果、要望書の提出が了承されたので、昨年10月19日開催の理事会で要望の趣旨・内容を口頭で説明し、総会へ提案の了承を得た。そこで去る11月11日開催の総会に提案した結果、要望書の提出が了承されたので、昭和62年12月15日に田中副会長、平間事務局長と小職の3名が文部

省に赴き、植木学術国際局長、光田審議官及び関係担当官に要望書を提出し、その趣旨を説明の上、配慮方を要望した。

また、マレーシア国大学学長団一行は11月24日に来日し、約10日間日本に滞在され、その間文部省、国立大学等を訪問視察され、12月3日無事帰国された。

〔議 事〕

1. 昭和63年度外国大学長招致について

このことについて委員長より次のように述べられた。

お手許に文部省国際教育文化課作成による「文部省及び国立大学協会による大学長招致について」(昭和49～62年度)の資料が配付されているが、これを参考として本年度外国学長招致国についてご協議願いたい。

これに関して、概ね次のような意見交換があった。

- 配付資料を見ると、今まで東欧諸国から招致していない。外国学長招致事業の目的とも関連するが、日本の国立大学が学ぶとすれば、同様な国柄の大学長を招致するよりも、社会体制の異なる、例えば東欧諸国(チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、東ドイツ等)から大学長を招致することも有益と考える。東欧諸国は日本の高等教育に関する情報・知識も多くはないと考えるので、その意味では両方にとって有意義であろう。なお、付言すると、欧州の西側諸国は東欧諸国との学術交流が深いと聞いている。
- 今まで、北欧諸国も招致していない。北欧4国より各1名ずつ招致したらどうか。
- 招致国との折衝は文部省が外務省を通して行っている。招致国が多くなると日程調整等の困難も予想され、できれば1国に絞った方がよからう。なお、北欧諸国を招致するとすれば、福祉国家であり、学問水準の高いスウェーデンはどうであろうか。
- 東欧諸国からの招致は毎回提案されている。この機会に外務省の考えを伺うという意味も含めて、東欧諸国の内、チェコならチェコを招致候補国とし、文部省を通じ外務省の考えを打診願ったらどうであろうか。その結果、チェコからの大学長招致が困難ということであれば、スウェーデンとしたらどうであろうか。仮に東欧諸国からの大学長招致が困難ということが判れば、それは明年度以降の協議の際にも参考となろう。
- 第1候補チェコ、第2候補スウェーデンとするのではなく、東欧諸国といっても国情が異なるので、チェコが困難なら次はポーランド、ユーゴスラビア等その他の東欧諸国の大学長招致について外務省の考えを打診願いたい。その結果、すべて困難ということであれば、スウェーデンとしたらどうか。
- 一般論としては、外務省は研究者交流を拒否しないと考える。ただ先端分野の研究者の企業訪問等のチェックは厳しいようであり、招致後、入国を拒否される等の問題が生じては相手に対し失礼であるので、その点、文部省には事前に十分に外務省と連絡・調整をお願いしたい。
- 目的は別として、発展途上国から大学長を招致するのと先進国から招致するのでは、意味が違う。以前より主張していることであるが、先進国から招致する場合、結果的に実現しなくても止むを得ないが、原則として相互交流、つまり相手方からも招致願いたいという条件をつけ、等価性のあるプロジェクトにしてほしい。
- 先進国とは限らないが、配付資料にもある通り、過去4ヶ国より招致されている。この件は、事前に条件を付けて申し入れることは困難と考えるので、来日後の機会を捉えて依頼する以外に方法がなかろう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた承された。

本年度外国大学長招致国の第1候補を東欧諸国とし、まず初めにチェコについて打診願い、それが困難なら順次ポーランド等の東欧諸国からの招致を検討願い、そのいずれもが困難とい

うことであれば、スウェーデンから大学長を招致することとした。

いずれにしろ、できれば次回委員会までに、文部省の方に外務省担当官と話し合ってもらい、その結果をご報告いただき、正式に招致国を決定したいと考える。

2. 委員長の交代について

このことについて委員長より次のように述べられた。

私は4月30日付けをもって任期満了により学長を退任するので、本日、次期委員長をご決定願いたい。

委員長の発言を受けて、次期委員長として、長 幸男委員（東京外国語大学長）を推薦したい旨の提案があり、了承された。

3. 今後の検討課題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

昭和62年2月に「大学間国際交流協定についてのアンケート」を実施し、その回答を基礎資料として「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」を取りまとめ関係方面に要望したので、要望事項の実現方について継続的に折衝するという業務は残るものの、これに関しては一段落したものと考える。

そこで本日は、今後の検討課題に関しご協議願いたいと考えるが、意見交換に先立ち、私見を述べさせていただきたい。

まず第一に、政府は21世紀を目途に留学生10万人受入れ政策を推進中であるが、留学生の志望学問分野が偏るとか、大都市圏で勉学を希望する留学生が多い等の理由により、必ずしも全

国的な留学生受入れキャパシティに応じて留学生を配置できないという事態も起こり得よう。留学生の受入れに際しては、人的・物的両面にわたるキメ細かい方策が望まれるので、これは当委員会の重要な検討課題であろう。なお、国立大学の場合、学部留学生は割合少なく、大学院留学生が多いという傾向は、今後も続くと思われるので、そうすると益々大学院担当教官の負担増という事態に拍車がかかろう。これも重要な検討課題である。

第二に、これは要望書にも指摘していることではあるが、最近、研究者の国際交流が活発となっているが、今後さらに活発になることが予想される。しかし、日本での生活は円高の影響等で困難化しているので、例えば国際交流会館等の宿泊施設の整備充実も緊急の課題である。

ついで、概ね次のような意見交換があった。

○ 留学生問題については、当委員会の協議に
おいてもしばしば討議されており、またかつては留学生問題小委員会を設置し、留学生の生の声を聞くためアンケート実施を計画したこともあったが、その設問の一部に個人のプライバシーに係わるものがあったため、その実施を見送ったという経緯もある。只今の委員長の話にあったように、現在政府は21世紀を目途に留学生10万人を受け入れる政策を推進中であり、今後国立大学への留学生も増加し、現在の国立大学の状況では留学生の教育及び研究指導等の面で一層の困難化が予想されるので、当委員会としてはまずこの問題を考えるにあたり、その基礎となる資料等の入手が不可欠と思うので、今回は文部省担当官に出席願ひ、状況等を説明していただけたらどうか。その上で問題点を整理し、出来れば政府の政策に反映させるような見解等を取り

まとめ提言できればと思う。

- 留学生10万人の内、約8割は私費留学生ということになると思うが、私費留学生は定員の枠外で、その入学試験及び入試実施時期は特に規定もなく各大学が個別に実施しているのが現状である。今後は一層の増加が予想されるので、この点も一つの検討課題である。
- 研究者の受入れ問題だが、昭和60年6月に「国際大学都市(仮称)の創設に関する要望書」を取りまとめ関係方面に要望したが、その文中で、各地域ブロック毎に国際大学都市の設置が必要かつ緊急の課題である、と指摘している。先程委員長から話があったように、研究者の受入れに際しては各地域毎に国立大学が利用できる国際交流のための施設設備が必要不可欠と考えるので、この問題も重要な検討課題である。
- 現在、私費留学生は円高の影響で生活困難に直面している。先般、バングラディシュからの留学生の死亡が新聞で報道されたが、こ

れは見過ごしにできない問題であり、政府もこれら苦学生に対する援助措置を急遽検討中であると聞いている。今後は国立大学であっても、私費留学生の増加が見込まれるので、例えば、勿論私費留学生は自己負担が原則だが、成績等を参考にある基準を設定し、ケースに応じて学費免除等の援助措置を講ずる等、国立大学としても明確な姿勢を持つことも必要ではなからうか。

概ね以上のような意見交換の後、次期委員長より次のように述べられた。

今回は留学生問題を中心に協議を行いたいと考えるので、当日は文部省担当官にご出席願ひ、留学生関係の討議の基礎となるような資料等を提供願ひ、留学生問題全般について問題点を把握し検討を進めたいと考える。

最後に、田中委員長より委員長在任中の協力に対し謝辞が述べられ、協議を終了した。

日 時 昭和63年4月25日(月) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

東野、塚本、馬場、松村、竹内、林、川井、高安、早野、小野、西田、志賀各委員

斎藤、滝沢各専門委員

(文部省) 山田研究機関課長、高大学課教育大学室長、山田会計課第2予算班主査、梅枝研究機関課課長補佐、他4名

第6常置委員会

高橋委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち、委員長より学長の交代に伴い、新たに委員に就任された西田香川医科大学長の紹介があり、ついで、文部省大学課の高教育大学室長より、文部省側の出席者の紹介があって、議事に入った。

〔議 事〕

1. 昭和64年度概算要求の基本方針について

初めに、配付資料「昭和64年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(説明資料)(案)」の朗読があり、ついで、高教育大学室長から同

案について概ね次のような説明があった。

現在のところ、概算要求基準の取扱い及び政府全体の基本方針は示されていないが、いずれにしても依然として厳しい財政事情の下、ひきつづき行政改革の基本路線が堅持される状況である。そういう状況の中で、文部省としては、63年度までと同様に臨教審の答申を踏まえ必要な改革・改善を推進するという観点から、この取りまとめを行った。

以上の説明について質疑、意見交換があったのち、「昭和64年度国立学校特別会計予算の取扱いについて（説明資料）（案）」を特別会計制度協議会へ提出することが了承された。

2. 昭和63年度予算について

山田第2予算班主査より、昭和63年度予算は、4月7日国会で成立したが、予算編成は、非常に厳しい財政情勢の下財政再建の政府方針によって作成されたものである旨が述べられ、配付資料「昭和63年度文部省所管予算額」に基づき次の事項について説明があった。

- (1) 文部省所管予算
- (2) 国の一般会計歳出予算
- (3) 昭和63年度国立学校特別会計予算の概要
- (4) 昭和63年度文部省所管一般会計使途別の構成
- (5) 昭和56年度以降の文教予算の推移

ついで、高教大学室長より、定員については、厳しい財政事情の中で、極力、組織の改編、合理化を図りつつ、新しい需要に対応した旨述べられ、引続き高等教育局関係予算について、配付資料「昭和63年度予算の概要」に基づき、①大学入試改革、②大学院の充実と改革、③情報化への対応、④育英事業の整備、⑤国立大学の整備、等について説明があった。

また、同室長より、昭和63年度国立大学の授業料改定、寄宿料改定及び授業料減免枠について、説明があった。

ついで、山田研究機関課長より、学術国際局関係予算について配付資料「昭和63年度予算重点事項」に基づき、①科学研究費補助金の拡充、②学術研究体制の整備、③重要基礎研究の推進、④産業界との研究協力の推進、⑤国際交流の推進、等について説明があった。

以上の説明について委員長より、質問、意見等があればうけたまわり、文部省担当者からお聞きすることにしたい旨が述べられ、次のような質疑応答、意見交換が行われた。

○ 非常勤講師の人数が減っていくのは、どういう理由か。

○ 非常勤職員手当予算に対して財政当局は、非常に厳しく見ており、増額は容易ではない。その中で、人勧のベースアップに見合う単価増額があり、その率が高い時は配分額が制約される。また、予算配分については、各大学の要望授業時間計画に対して予算の範囲内で配分しており、その変動によっては予算配分が減ることがあろう。

○ 今後増加する私費留学生の授業料減免について、日本人学生の減免枠を圧迫しないよう増額の上別枠にすることを考慮してほしい。

○ 国立大学の授業料減免については、全体としての枠が設けられており、留学生についてもその中で運用することになっている。なお、今後の状況によっては新しい対応に努力したい。

○ 授業料改定が12%の上昇率となっているが、根拠はあるのか。

○ 財政当局の要求の中から結果的に12%となったもので別に根拠はないと思う。ちなみに

私立大学の平均は国立大学の約1.7倍である。

- 寄宿料の改定が行われる。今後の見通しは分らないが、この扱いは慎重にしてほしい。
- 最近、文科、理科系列の異なる授業料が問題とされているが、その緊迫度はどうか。
- 学部別授業料については、現実的課題となる可能性が可成りあるのではないかと思う。
- 留学生会館の建設については、人数による基準があるように聞いているが、留学生の比較的少ない大学にも考慮できないものか。
- 留学生宿舍建設は現在重要な課題となっており、その増設に向け努力している。なお、留学生宿舍の建設は一定の人数、建設地の問題等を勘案しながら、決めているのが現状である。又、民間企業にも職員寮の提供について協力願うなど宿舍の確保に努めている。
- 国際交流関係の専門職を配置してほしい。
- 留学生等の人数の多い順に主幹を配置しており、順次整備していく方針である。
- 寄附講座の開設において、人事、又は講義内容について協議するよう通知されているが、一般の人事採用と比較して、やりずらい面がある。
- 協議されたいという文言になっているの

は、寄附講座が現行の委任経理金制度を活用していることにより、一般の教職員と異なった法規制に直面するので、採用時に相談してほしい、と言う意味で、この点誤解のないよう御了承願いたい。

おおむね以上のような質疑応答、意見交換があった。(文部省側退席)

ついで、委員長から5月9日に開かれる特別会計制度協議会に要望する事項の取扱いについて諮り、授業料問題、光熱水料、国際交流経費、外国図書購入等に関して意見交換があった。その結果、委員長が本日の論議を踏まえた上要望事項をまとめることが了承された。

3. 専門委員の補充について

このことについて、委員長より次のように諮られた。

築坂専門委員(九州大学事務局長)には、このたび退官されたのでその補充として、石井久夫京都大学事務局長を専門委員として委嘱したいがいかがであろうか。

これについて協議の結果、委員長の提案を承認した。

以上をもって、本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 昭和63年2月19日(金) 10:00~12:30
場 所 国立大学協会会議室
出席者 坂上委員長

石井、小松、山田、竹内、椎名、関、丸井、森
(代理; 関口滋賀大学教育学部長)、小林、後藤、
前田、安永、志賀、岡本各委員
山田専門委員

坂上委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より森委員に代り出席された関口茂久滋賀大学教育学部長の紹介があり、議事に入った。

〔議 事〕

1. 今後の検討課題について

初めに、委員長より本委員会のこの一年間の

検討状況について概ね次のように総括的報告があった。

昨年5月19日に本委員会を開催して、中間報告「大学における教員養成—教員の養成・免許および採用・研修—」の原案について検討を行い、成案を得たうえで、5月27日に開催された国大協の理事会に諮り、6月16日の国大協総会に中間報告として提出し了承を得た。その際、この中間報告に対する意見を各大学に伺ったところ、その後16大学よりご意見をいただいた。また、7月27日には教育職員養成審議会（教養審）において、教員の資質能力の向上方策に関する意見聴取があり、これには本特別委員会から岡本、山田の両委員に出席をお願いした。その後10月8日に開催した本委員会では、文部省から依頼のあった「教員の資質向上地区連絡協議会」への委員推薦の件と、全国私立大学教職課程研究連絡協議会より共同研究の申入れのあった件について審議した。

また、10月16日には教養審の会長から、教養審が文部大臣に提出した中間報告に対する国大協としての意見を求められたので、11月11日開催の国大協総会の了承を得たうえで、「教養審の中間報告」に対する各大学の意見を伺ったところ、数大学からご意見が寄せられた。これらのご意見を取りまとめて、教養審会長宛12月2日に提出した。これをもって、臨教審の教員養成についての提言等に関する本委員会の対応は一応終了したものとする。

以上が概ねこれまでの経過であったと思う。

なお、10月8日の委員会では、本委員会の今後の課題として、次のような事項について検討すべきではないかということが論議された。

- (1) 教員養成学部のおかれている現状に鑑み国の施策として教員養成系大学の進むべき方

向。

- (2) 教員養成系大学・学部が教員養成のみを任務とすることでよいのかどうか。
- (3) 教員養成について明確な設置基準が設けられていないがそれでよいのか。そのため、教育・研究体制が不安定になっていないか。

本日は、これらの基本的問題を中心として議論していただき、今後の課題としてどのようなことを具体的に検討すべきか考えてみてはどうかと思うので、自由にご意見をお伺いしたい。

以上の報告後、次のような意見の交換があった。

- 教員の資質能力の向上方策ということについては、国大協としての中間報告もまとめたことでもあるし、教養審の方からも中間報告が出たのであるから、この問題については、一応終了したものと考えてよいだろうか。
- 教員の資質能力の向上方策について、これで問題は解決したものとは言い切れないと思う。今度免許法が改正されると、教員養成に関するいろいろな問題が免許法に反映して出てくるのではないかと考えられる。特に教員養成系大学におけるカリキュラムの問題や教育体制の問題はもとより、一般大学でも教員養成学部がこれに対してどう対応すべきかという問題が大きな議論となるのではなかろうか。これについて各大学ではいろいろなレベルで議論があるとは思いますが、ただ単に単位が増えたということではなくて実質的に内容のある教員養成をどう打ち出していくのかということは、免許法との絡みでこの段階で改めて検討しなければならない状況に直面するのではないかと。一般大学の場合は、今までもそうであるが、教員養成について一般学部の理

解がなかなか求めにくいのに、これを大学の全体の問題として真剣に受け止めていくことは難しいことではないかと感ずる。そのような意味では引き続いてこの問題を検討する必要がある、基本的な考え方をはっきりさせておくことは差し当って必要になってくるのではなかろうか。

- 教員を採用する側の考え方に理念的な共通性がないと大学側の対応が難しい。採用者側（各県）の考え方をきいた上で本委員会としての見解を示す必要がある。また、初任者研修については、本来の在り方に近づけるような筋道をつける提案をする必要があろう。
- 本委員会の中間報告の中でも、一般大学における教員養成をどうするかという問題について、「教職課程センター」の設置を提言している。教養審の答申の中でも、国大協からの提言を受けて、「教職課程センター」の問題に触れて意見が述べられている。この「教職課程センター」の問題は今後どのように進められることになるのだろうか。
- 「教職課程センター」の問題は、一般大学における教員養成の比重と大きく関わっていく問題であろうと思うが、一般大学における教員養成の役割をきちっと位置づけられれば、当然に「教職課程センター」の問題は今までよりも重要な問題となってくると考えられる。
- 一般大学での「教職課程センター」設置の問題であるが、これはかなり前から提起されていることであり、これについて行政当局はどのように考えているのであろうか。
- 「教職課程センター」の問題について、教養審の答申では、「一般大学における教員養成の充実を図るための教職課程センター（仮

称）の構想については、今後の検討課題とする。」というように述べている。ただ教員養成については開放制の原則があるだけに、それぞれの大学で一応責任をもっていただく重要な分野であるということからすれば、当然一般大学においても関わっていただかなければならない問題であるが、一方では免許法が規制されたり、その他教育内容について細かい要求が進行して、教育系大学以外の一般大学ではその扱い方についてはなかなか困難な状況にある。そこで、そのような条件下で一般大学が教員養成についての役割を果たしていただくためには、やはり単位取得ということに限らず、何かもう少しその中身を免許法、その他に結びつき易いように、具体的なものを統合していただけるような場が必要になるのではないかと考える。

- 「教職課程センター」の設置の問題について、一つには、学内の問題として教育学部があるのに特に「教職課程センター」を設けなければならないということを納得して貰う必要がある。それにもう一つの問題は「教職課程センター」を新設するについては、その経費の問題がある。特定の大学に設けてそれでよいという問題ではない。あるいは大規模大学にだけ設置するというわけにもいかない。一般大学における教員養成については、当面大学でなにか工夫してやらなければならないであろうから、なかなか簡単には進まない問題である。
- 教員養成学部は勿論教員養成を目的とした学部であるが、そこに配置された教官は他学部の学生の教職科目までも受け持つということで定員が設定されているわけではない。ところが、現実には、他学部の学生の教職科

目までも受け持つことを余儀なくされている。したがって、大学によってはこれら教官が過重負担とならないように非常勤講師によって学生の教職科目の授業を開講している。このような状況から考えると、最初から「教職課程センター」のようなものを設置するのではなく、一般学部の教員希望の学生数を調査しそれに見合った教員の定員増を行政当局に要求していくべきではなかろうか。

- ところが、一般学部の学生で教員を希望するという学生数が毎年一定ではなくて、非常に年によって起伏があるように思う。そこで過去のデータを調べ大体の線が出れば、それに見合った教員の定員増ということも考えられるが、その基準となる教員希望の学生数が不安定では教官定員増の要求は無理であろう。
- 実際に、教職科目の単位を取得しても教員になる者がどれだけいるかということが問題である。今度のように免許法改正によって教職科目の取得単位数も増えてきて面倒になるようであれば、一般学部の中には、教職課程の科目の授業は止めたいというような意見もでて来ている。

しかし、一方では既得権を何故放棄しなければならないかという声もあって、一般大学の一般学部での教職への開放制を放棄するという声はなかなかでて来ないのではないかと考えられる。

- 学生の教職希望者数を調査してはどうかという意見が出ていないようであるが、昭和44年から45年頃に教員の希望者数が非常に多くなってきた時期に、その状況を重く受け止めて昭和45年頃に報告書としてまとめている。その当時も非常勤講師への依存度は高かった

ように思う。

以上のほか現職者の研修の問題、教員養成系大学における特に自然科学系の研究費及び研究施設・設備の充実の問題、教員研修のための留学生受入れ体制の問題等について意見交換があった。

こののち、日・米教育文化会議の活動について小林委員より次のような報告があった。

日・米教育文化会議の活動の一つとして、このたび教員養成の問題を取り上げ、日・米共同で研究をするということになった。

その内容の概要は次のとおりである。

- (1) 参加大学は、日・米それぞれ10大学である。日本側の参加大学は次の10大学である。筑波大学・千葉大学・東京大学・東京学芸大学・愛知教育大学・京都大学・兵庫教育大学・広島大学・早稲田大学・玉川大学

- (2) 研究期間約3年間

なお、本年6月に大阪で第1回の会議が開催され、次回は来年米国で開催される予定である。

2. 委員長の交代について

坂上委員長には、この2月29日をもって学長任期満了となり退任されるので、それに伴い次期委員長の選出が行われた。その結果、関委員（東京学芸大学学長）が委員長に選出された。

なお、後藤委員（鳥取大学）より、この5月奈良教育大学に転任されるので、委員を辞任したい旨の申し出があり、これを了承した。

最後に、坂上委員長並びに後藤委員より退任の挨拶があった。

以上をもって、本日の議事を終了した。

日時 昭和63年2月18日(木) 17:30~18:30

場所 学士会館(神田) 210号室

出席者 井出委員長

前川, 加納, 津田, 高安, 早野, 佐野各委員

堀, 小椋, 大西, 尾島, 中川各専門委員

(文部省) 佐藤医学教育課長

医学教育に関する特別委員会

井出委員長主宰のもとに開会。

委員長から本日出席の佐藤文部省医学教育課長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 大学病院の外来患者制限の動きに関する対応について

まず委員長から、次のように述べられた。

去る2月8日前川委員から、大学病院外来診療の医療保険制度改正問題について、厚生省側と大学病院側の間で意見の相違があり問題となっているので、本委員会を開いて協議し、国大協としての考え方を厚生省に意見書か要望書の形で提示する必要があるのではなかろうか、との提言があった。

早速文部省の佐藤医学教育課長にその経緯を伺ったところ、その後事態の進展があつて厚生省と大学病院との間で妥協点を見出せる曙光が得られているとのことであつたので、本日は、まず前川委員からコメントをいただき、佐藤課長から経緯について説明願つたうえで審議に入りたい。

ついで、前川委員から次のように述べられた。厚生省の国民医療総合対策本部から中間報告が出されたが、その内容は大学病院の本来の使命を危殆に陥れるような事項が盛り込まれており、厚生省の対策本部は大学病院に対し、偏見に満ちた考え方をしていることが判った。このことについて、全国国立大学医学部長会議、

同附属病院長会議および全国公立大学病院長事務長会議などの諸団体が厚生省と折衝を重ねていたが、進展を見ない状況であつたので、井出委員長に、この対策の検討方をお願いした次第である。

つづいて、佐藤医学教育課長から大要次のような経緯の説明があった。

昨年6月、厚生省に設けられている国民医療総合対策本部から中間報告があり、大学病院について次の三点について問題提起がなされた。

①教育研究上の生体検査、画像診断の過重の解消。②外来窓口の規制、紹介外来患者以外の一般患者に対する医療費の特別負担。③保険医の登録制の改善。

これに対し、文部省からは大学病院の意向として、次のような主張を述べてきた。①大学病院は単に高度な医療ばかりでなく、医学教育の立場にたつて幅広い患者を受け入れる必要がある。②医療費は教育研究のためのみ使うものではなく、患者の診療が最重点であつて、その結果を教育研究に役立てている。

このような状況の中で、厚生省は大学病院の代表と協議することになり、昨年秋以来両者の間で3回会合を開いたが、2月3日になって突如として「大学病院等高度専門病院に対する医療保険の当面の対応について」(配付資料)が厚生省側から提出された。この内容については、大学病院側も文部省も国民医療の立場からみても到底了承しかねるものであると判断し、数次に

わたって会合を開き、関係各方面からも支援してもらおうなどして厚生省に対応してきた。

このような経過を経て、昨日（2月17日）厚生省から「大学病院等高度専門病院における医療の取扱いについて」（配付資料）が示される運びとなったが、これならばほぼ大学病院側の主張も盛り込まれているものであると判断し、本日（2月18日）行われた厚生省保健局長と大学病院側の代表との協議会で合意することになった。

今後は厚生省との間で保険医登録問題、プライマリケアなどを中心とした総合診療の形での卒後研修拡充問題、大学病院への患者集中に対する対応問題などについて協議することになるであろうが、一方、大学病院自身としても種々の面で自己努力をする必要があろう。なお、厚生省は来る2月25日「大学病院等高度専門病院における医療の取扱いについて」（配付資料）を、中央社会保険医療協議会（中医協）に諮問し、

2月29日中医協から厚生大臣に答申する運びとなる予定である。

以上の説明があったのち、主として次の問題点について意見の交換があった。

- 中医協は厚生大臣の諮問機関であり大学病院関係者は構成員になっていないことによる問題点。
- 日本医師会の大学病院に対する考え方。
- 我国医療の全体計画に対する厚生省の対応。
- 保険医療の在り方。
- 研修医制度の現状と今後の方向。
- より本質的な解決を目指す努力の必要。

ついで委員長から、本日の問題は、必要に応じて意見書又は声明書を何時でも提示するという姿勢の下にしばらくは事態の推移を見守ることにはしたいとの発言があり、これを了承して本日の会議を終了した。

日時 昭和63年1月28日（木） 10:00～16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長、井出副委員長

伴、藤井、山田、天野、田中、川井、丸井、永田、松井、元木、新野、細川、高橋各委員

（大学入試センター）堯天所長、加藤管理部長
（文部省）伊勢呂大学入試室長

（第57回）入試改善特別委員会

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、オブザーバーとして出席の大学入試センターの堯天所長及び加藤管理部長並びに文部省の伊勢呂大学入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 昭和64年度の国立大学入学者選抜について

初めに委員長より、概ね次のように述べられ

た。

「入試問題連絡会からの依頼をうけて、前回12月1日開催の本委員会で検討した『連続・分離分割併存方式日程案』、及びそれが日程的に実施困難な場合の変形として『連続・分離分割（試験連続発表分離）併存方式日程案』の両案を、『併存制で実施する場合の基本的諸条件（案）』とともに、同日、入試問題連絡会森座長あてに提出した。

12月3日に開催された連絡会では、この両案について意見交換と協議が行われ、その結果、森座長の裁定によって前者の『連続・分離分割併存方式日程案』をもって昭和64年度入試の実施方式・日程の最終原案とすることとし、森座長からこの連絡会の結論を各地区・各大学に示して検討を依頼することとなった。ついで昨1月27日に開催された連絡会において、各地区からその検討状況が報告された。その結果、昭和64年度の入試を併存制で実施することについては止むを得ないとする意見が大勢であり、併存制を実施した場合の各地区の現時点での意向は、①近畿地区を除く他の6地区では現行の連続方式をとる大学が大部分であるが、中国・四国地区及び九州地区の一部大学の若干の学部では分離分割方式の実施も検討していること、②近畿地区では大部分の大学が分離分割方式の意義を認めており、約半数の大学が分離分割方式による入試の実施を積極的に検討していること、等が明らかになるとともに、併存制を実施する上での種々の問題点や明確にすべき疑問点等の指摘があった。

これらの報告・論議をふまえ、森座長から、

- 指摘された問題点の検討及び併存制による実施要領案等の原案作成を入試改善特別委員会に依頼する。
- その原案を早急に各大学に示し、2月12日開催予定の連絡会までにこれに対する意見を求めた上、最終案を作成し、2月18日開催予定の臨時総会に提案する。
- 臨時総会では、昭和64年度入試を併存制で実施することの承認を得た上、実施要領案等を審議・決定し、そのほか、各大学がいずれの方式で行うか、その時点で未定の大学があっても止むを得ないが、出来れば

おおよその意向をまとめることとしたい。

旨が提案され、了承された。」

以上のように述べられたのち、連絡会で指摘された点を含み、併存制を実施する場合の種々の問題点として、

- 一大学内での学部単位の連続方式、分離分割方式の併存の取扱い。
- 分割不可能な募集単位の小さい学科等をもつ学部の分離分割方式の取扱い。
- 分離分割方式における前期日程試験合格者の入学手続の結果明らかになった欠員を後期日程試験の合格者で充足することの可否。
- 分離分割方式における前期日程試験合格者の入学辞退者を後期日程試験終了後に追加合格者とするものの可否。
- 推薦入学又は定員一部留保第2次募集を分離分割方式における分割の一方とみなすことの可否。
- 分離分割方式の前期・後期日程の弾力的取扱いの可能性。

等を審議し、それらの審議結果を盛り込んで、「国立大学の入学者選抜についての昭和64年度実施要領（案）」「同実施細目（案）」及び「昭和64年度第2次試験実施上の申し合わせ事項（案）」を作成した。

これらの原案は、本委員会の素案として速やかに委員長から各大学長あてに送付し、意見等があれば、2月12日までに連絡会の各地区代表大学長あてに連絡願うこととした。

また、連絡会で、その必要性について指摘があった併存制の意義を対外的に明らかにするための説明文書案の起草を川井、天野両委員に依頼することとした。

なお、福岡教育大学から検討依頼のあった連

続方式におけるA日程の試験開始日繰り下げの特例の件については、第2常置委員会で審議願うこととした。

2. 委員の補充について

このことについて委員長から次のように諮られた。

「去る1月9日をもって退任された添田委員（徳島大学長）の後任として、同じ中国・四国地区に属する高橋克明岡山大学長にお願いしてはいかがが。」

この委員長提案は異議なく承認され、次回理事会で追認を得ることとした。

（第58回）入試改善特別委員会

日時 昭和63年2月12日（金） 15:20～18:20
場所 国立大学協会会議室
出席者 熊谷委員長、井出副委員長
伴、山田、田中、川井、永田、松井、元木、細川、
高橋（克）、高橋（良）各委員
（大学入試センター）堯天所長、加藤管理部長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任した高橋克明岡山大学長、及びオブザーバーとして出席の大学入試センターの堯天所長及び加藤管理部長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学の入学者選抜についての昭和64年度「実施要領」（案）等について

初めに委員長より、概ね次のように述べられた。

「本日、本委員会に先立ち開催された入試問題連絡会において、去る1月28日開催の本委員会で素案としてとりまとめた、昭和64年度入試に関する実施要領（案）、実施細目（案）及び実施上の申し合わせ事項（案）に対し、各地区・各大学から多くの意見・要望等が寄せられた。

については、これらの意見・要望等をも踏まえて、臨時総会へ提出する最終原案を作成したいので、ご審議願いたい。」

ついで、審議に入り、文言の修正等のほか、次のような追加・訂正等を行い、最終原案を作成した。

- 第2次試験の実施日程に関し、試験場確保の都合によるA日程の試験開始日の繰り下げの特例的扱い、及び入試業務の必要日数の都合による分離分割方式の後期日程の試験開始日の繰り上げ等の特例的扱いについては、実施要領等に特に明記はしないが、各大学の止むを得ざる事情による個別の申し出については第2常置委員会の議を経て了承を得ることとする。
- 実施細目の「Ⅳ 合格者の入学手続に関する事項」及び「Ⅴ 追加合格者の取扱いに関する事項」の記載内容は、相互に関連する内容が含まれており、判りにくい面もみられるので、両者間の項目を整理するとともに、「申し合わせ事項」のうち、追加合格者の取扱いに関する記述部分を実施細目の「追加合格者の取扱いに関する事項」に整理統合する。
- 申し合わせ事項に関して、「連続方式と分

分離分割方式の併存を学科等の募集単位では認められない」としているが、学部的事情によってすべての学科等を両方式のいずれか一方に統一できない場合には、例外的に一つの学部内でも連続方式と分離分割方式とを併存させることを認めることとし、原案の「認められない」を「原則として認められない」と文言を改める。

- 上記申し合わせ事項に関連して、分離分割方式を採ろうとする学部がその募集単位区分の学科、課程、専攻等の一部に事実上定員を分割できないような小規模な募集定員の学科・課程・専攻等を含む場合に、「学部として分離分割の扱いは認められない」ということであると、そのような学部は将来にわたって

分離分割方式を採る途が閉ざされてしまうことになり問題があるので、その学部全体として定員の大部分は分割するが、募集定員の関係から止むを得ず一部に分割不可能な学科・課程・専攻等が残る場合に限って分離分割方式の採用を例外的に認めることとし、原案の「認められない」を「原則として認められない」と文言を改める。

2. 昭和64年度入試についての見解（案）について

昭和64年度入試を併存制で行うことについての見解「昭和64年度入試について」（案）を審議し、一部文言を修正した上了承された。

（第59回）入試改善特別委員会

日 時 昭和63年 2 月22日（月） 10：00～13：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長、井出副委員長

藤井、山田、天野、川井、丸井、永田、松井、
元木、新野、細川、高橋(克)、高橋(良)各委員
(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長
(文部省) 伊勢呂大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの堯天所長及び加藤管理部長並びに文部省の伊勢呂大学入試室長の紹介があったのち、次のように述べられた。

「昨年 7 月委員長に就任して以来、昭和64年度入試について委員各位に格別のご努力をいただき、お蔭をもって去る 2 月18日に開催された臨時総会において、昭和64年度入試の基本方針が正式に決定された。委員各位のご協力に謝意を表したい。

なお、今回決定をみた昭和64年度入試に関する審議経過の概要を『会報』に掲載することを

希望する向きもあるので、昭和62年 6 月の総会以降昭和64年度入試の基本方針を決定した本年 2 月の臨時総会に至る間の入試改善特別委員会を中心とした審議経過の概要を整理し、これを次号の『会報』（第 119 号）に掲載することにしたい。」

〔議 事〕

◎ 昭和65年度以降の入試改善について

初めに委員長より、概ね次のように述べられた。

「今後は昭和65年度以降の入試改善についてご審議願うことになるが、先の臨時総会におい

て、いわゆる『新テスト』に関する大学入試改革協議会の最終報告について第2常置委員会と入試改善特別委員会が検討を依頼されたこともあり、又、昭和65年度入試の検討に当っては、『新テスト』との関連を無視するわけにはいかないので、まず、『新テスト』に関する大学入試改革協議会報告について論議していただきたい。」

以上のように述べられたのち、引続き、配付資料「新テストについて」（昭和61年11月総会了承）をもとに、「新テスト」に関する審議経過について、概略次のような説明があった。

- 昭和60年6月、臨教審が第1次答申において「新テスト」構想を提言した。
- 昭和60年7月、臨教審の第1次答申をうけて文部大臣裁定による大学入試改革協議会が設置された。
- 昭和60年10月開催の教育改革推進閣僚会議において、昭和64年度入学者から「新テスト」の実施を目指す旨決定がなされた。
- 昭和61年4月、大学入試改革協議会が「新テスト」構想についての「中間まとめ」を公表した。
- 昭和61年6月総会において、「新テスト」を「共通第1次学力試験改善の延長として受け止め、共通第1次学力試験の成果と経験を踏まえて検討する。」こととし、大学入試改

革協議会「中間まとめ」に対する国大協としての見解を公表した。

- 昭和61年7月、大学入試改革協議会が「中間まとめ」に対する関係諸団体等からの意見を踏まえて作成した「まとめ」を公表した。
- 昭和61年9月、「新テスト」の具体的諸問題についての調査検討を進めるため、大学入試センター所長裁定により、大学入試センターに「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会が設置された。
- 昭和61年11月総会において、入試改善特別委員会のとりまとめた「新テストについて」と題する「見解」が了承された。

以上のような経過説明について、大学入試改革協議会報告にもとづく「新テスト」について、

- 利活用の自由及びそのあり方を国大協としてどのように考えるか、
- 実施体制のあり方はどうあるべきか、等について意見交換が行われた。

その結果、本委員会の今後の審議の参考とするため、各大学に対し、「新テスト」に関する大学入試改革協議会報告についての希望・意見等を求め、必要と判断されるものについては文部省その他関係機関等にも伝えることとした。なお、次回に「新テスト」の具体的な実施体制等について、文部省の考え方をきくこととした。

(第60回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和63年3月8日(火) 10:00~14:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長, 井出副委員長

伴(代理; 近藤北海道大学教養部長), 藤井, 山田, 天野, 田中, 川井, 丸井, 永田, 松井, 元木, 新野, 細川, 高橋(克), 高橋(良) 各委員
(大学入試センター) 堯天所長, 加藤管理部長, 今田事業部長
(文部省) 伊勢呂大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から, 伴委員の代理として出席の北海道大学近藤教養部長並びにオブザーバーとして出席の大学入試センターの堯天所長, 加藤管理部長, 今田事業部長及び文部省の伊勢呂大学入試室長の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議 事〕

1. 「新テスト」について

(1) 実施体制と利活用のあり方について

初めに委員長から次のように述べられた。

「去る2月18日に開催された臨時総会における森会長からの要請をうけて, 前回2月22日開催の本委員会において、『新テスト』に関する大学入試改革協議会報告について意見交換を行った。

その結果, 本委員会として今後『新テスト』の問題に関しさらに検討を進めるについて, 各大学長宛に大学入試改革協議会報告に対する意見や希望等について照会することとした。また, 文部省に『新テスト』の具体的な実施体制についての考え方を検討願うこととした。

そこで, 本日はまず『新テスト』の具体的な実施体制, 『新テスト』への移行措置等について文部省の考えを伺ったうえでご論議いただくことにしたい。その後で, 『新テスト』に対す

る各大学への意見等の照会の結果をどのような形でとりまとめるかについてご協議いただきたい。」

以上のように述べられたのち, 文部省の伊勢呂大学入試室長から「新テスト」の実施体制, 国立大学協会とのかかわり方等についての文部省の考え方について, 配付資料をもとに説明があり, ついで, 次のような意見交換があった。

○ 「新テスト」の実施体制としては, 新大学入試センターの上に「新テスト」の実施母体として, 国立大学協会, 公立大学協会, 私立大学団体連合会の3団体の代表をもって構成する大学入試協議会(仮称)のようなものを設けることが必要であろう。

○ 新大学入試センターの評議員会の構成員も, その上におかれる協議会(仮称)の委員構成と同じく国・公・私立大学の三者から成る構成にするというのは, いかかか。

○ 「新テスト」の利活用については各大学の自由とされているが, それでは, 仮に「新テスト」を利用しないということであれば, 「新テスト」の実施についての義務も負うことはないということになるのかどうか。

○ 「新テスト」を利用しないにもかかわらず, 試験場の提供や試験監督要員の確保を義務づけられるということになると, 納得を得るの

はなかなか難しいのではないか。

- 国大協として決定すべき「新テスト」の利活用の基本にかかわることとは具体的に何を意味するのか。
- 共通第1次学力試験において試験教科についてのガイドラインが示されているように、「新テスト」についても、試験教科等その利活用について、国大協として何等かのガイドラインを設けるということか。
- それは、国大協として「新テスト」を共通第1次学力試験改善の延長上にあると認めるかどうかということとかわることであろう。
- 「新テスト」の実施体制をどのようにつくるかということが緊要の問題である。国大協として「新テスト」をどう利用するかということも検討すべき問題であるが、「新テスト」のあり方とは性格を異にする問題であるので、両者は分けて考えるべきであろう。
- 共通第1次学力試験が廃止されて「新テスト」に移行した場合、仮にこれを国立大学において利用しないということになると、国立大学については従来の第2次試験だけで入学者の選抜を行うということになるが、それは認められるのか。
- 国立大学において「新テスト」を共通第1次学力試験改善の延長と位置づければ、全大学がこれを利活用することにならないか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委

員長より次のように述べられた。

「本日は、『新テスト』の実施体制等について文部省からの説明もとに種々論議を行ったが、なお、不明確な面もあるので、文部省には本日の論議を勘案してさらに検討を加えて貰うようお願いし、次回引続き審議を行うこととしたい。」

(2) 「大学入試改革協議会報告」に対する各大学宛の意見照会について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「前回の委員会における論議の結果、各大学に大学入試改革協議会報告についての意見・希望等を照会し、これを本委員会で集約・整理したうえ、必要に応じて文部省等にも伝えることにしてはどうかということになった。ついては、この照会をどのように行うか協議したいが、そのためのたたき台の案を用意したので、これについて検討をお願いしたい。」

ついで、この案をもとに「大学入試改革協議会報告」に対する意見等の照会方法について検討した結果、各大学宛の意見照会については、設問形式によらず、包括的に意見や希望等を自由に述べてもらうこととし、来る4月20日を回報期限として委員長名をもって各大学長宛送付することとした。また、今後の対応として、各大学の意見等を参考に、本委員会として「新テスト」についての見解をまとめることとした。

日 時 昭和63年 3月29日 (火) 10:00~12:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長

伴 (代理; 小林室蘭工業大学長), 山田, 丸井,
永田, 松井, 元木, 新野, 細川, 高橋 (克), 高橋
(良) 各委員

(大学入試センター) 堯天所長, 加藤管理部長,

今田事業部長

(文部省) 伊勢呂大学入試室長

(第61回) 入試改善特別委員会

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、伴委員の代理として出席
の小林室蘭工業大学長並びにオブザーバーとし
て出席の大学入試センターの堯天所長、加藤管
理部長、今田事業部長及び文部省の伊勢呂大学
入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 「新テスト」について

初めに委員長から次のように述べられた。

「前回 3月8日開催の本委員会において『新テ
スト』の実施体制及び利活用のあり方を中心に
論議するとともに今後の対応について協議を行
った結果、本委員会として『新テスト』に関す
る見解を取りまとめることとなった。そこで、
そのためのたたき台の案を作成したので、本日
はこれをもとにご審議いただきたい。なお、
『新テスト』のための準備協議会が去る 3月18
日に発足し、第1回の会議が開催されたので、
はじめにその概要をご報告申し上げることにす
る。」

以上のように前置きして、委員長から準備協
議会の概要及び審議状況について、配付資料を
もとに大要次のような報告があった。

- 新大学入試センターに関する法律改正が成
立施行されるまで、「新テスト」へ移行する

経過措置等を協議するための準備協議会が大
学入試改革協議会の中に設けられることにな
った。

- その構成員 (協力者) は次の 7 名である。
石川慶応塾長、橘高東京物理学園理事長、堯
天大学入試センター所長、熊谷大阪大学長、
下山東京都立大学長、西島京都大学長、森東
京大学長。
- 「新テスト」の実施体制については、本委
員会で論議していたように、新大学入試セン
ターの上に「新テスト」の実施母体として国
・公・私立各大学団体の代表等で構成する大
学入試協議会 (仮称) を置くという基本的な
方向が了承された。
- 昭和65年度の「新テスト」実施を円滑に行
うため、昭和63年度に試行テストを実施す
ることが了承された。参加大学、実施体制、対
象、実施時期等については配付資料に示すと
おりである。
- 試験問題の作成は 2 年間かかるので、昭和
65年度の「新テスト」及び昭和63年12月実施
予定の試行テストの問題作成は、法律改正前
の段階では国立大学教員に依頼せざるをえな
いことになる。

以上の報告について、堯天大学入試センター
所長から次のような補足説明があった。

「本来なら、準備協議会の委員構成は、国・公・私立大学関係団体の各代表者をもって構成されることが望ましいが、私立大学側の態勢がまだ整っていないこともあって、それができない状況にあるため、準備協議会を国・公・私立の各大学関係者が参加されている大学入試改革協議会の中に置くことにし、その構成員も大学入試改革協議会の委員の中から選任することとなったものである。今後、この準備協議会において『新テスト』の実施体制等についてさらに詰めていくことになるが、第1回の準備協議会では、ただいま委員長から説明があったように、昭和65年度の『新テスト』及び昭和63年度の試行テストの試験問題作成に関する特別措置についての事情説明をして、ご了承を得たので、先般各国立大学長宛に大学入試センター所長名をもって試験問題作成に係る協力方を依頼したのでよろしくお願いする。」

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 試行テストを実施するについては、これを何のために行うのか目的をはっきり掲げたいうえで実施することが必要ではないか。
- 試行テストは、試験問題の内容について新しいことを試行するというのではなく、「新テスト」の実施体制について経験を得るためのものということになる。そうすると、試行テストは共通第1次学力試験の経験をもたない私立大学には参加の意義はあっても、国立大学としては特にこれに参加するメリットはないのではないかと。
- 各国立大学が共同して実施する共通第1次学力試験については、その実施に関し、基本

的な問題から細部にわたる事項まで第2常置委員会において検討を行ってきたが、国・公・私立の各参加大学が実施主体となる「新テスト」の場合も、その実施母体である大学入試協議会（仮称）の下に、共通第1次学力試験に関する検討を行ってきた国大協における第2常置委員や本委員会に相当するような組織（委員会）を置く必要があるのではないかと。

以上のような意見交換ののち、伊勢呂大学入試室長から、文部省が主催して去る3月14日～3月16日の3日間にわたり各国・公・私立大学入試担当責任者等を対象に開催した「新テスト」についての説明会において提起された意見等の概要の説明があった。これに対し委員長から、それらの各大学の意見とともに、これに対する文部省側の回答も記した資料が出来れば役に立つのではないかとという発言があった。

次に、「新テスト」に関する見解案のとりまとめの検討に入り、①各大学の意見・希望が反映される実施体制、②利活用についての慎重な検討、③共通第1次学力試験と同等程度の出題の水準・内容、④各大学の希望する選択科目の指定の取扱い等について論議したが、目下、4月20日回報締切をもって各大学に意見照会をしているので、その結果をも盛り込んだ最終のまとめは次回以降に行うこととした。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長から、近く任期満了をもって退任される大学入試センターの堯天所長及び転任される加藤管理部長に対し謝辞が述べられ、これに対し両氏から挨拶があった。

日 時 昭和63年 4 月26日（火） 10：00～15：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長，井出副委員長

伴（代理；木下北海道大学農学部教授），藤井，
山田，田中，川井，丸井，永田，松井，元木，
新野，細川，高橋（克），高橋（良）各委員
（大学入試センター）有江所長，田保橋副所長
（文部省）伊勢呂大学入試室長

（第62回）入試改善特別委員会

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から，伴委員の代理として出席の北海道大学木下農学部教授並びにオブザーバーとして出席の大学入試センターの有江所長，田保橋副所長及び文部省の伊勢呂大学入試室長の紹介があったのち，議事に入った。

〔議 事〕

1. 報告事項

（1）日教組との会談について

委員長から次のような報告があった。

日教組から入試改善特別委員会委員長に会談の申し入れがあったので，昨日（4月25日）平間事務局長同席のうえ，畠山日教組中央執行委員他2名と会談した。当日，先方より提出された申し入れ書は配付資料のとおりである。

（2）「新テスト」に係る試行テストの実施計画（案）について

初めに，有江大学入試センター所長から次のような報告があった。去る4月22日開催の『新テスト』（仮称）に関する調査検討委員会において，配付資料の『臨時教育審議会答申のテストに係る試行テスト実施計画』（案）をとりまとめた。今後，大学入試センターでは，評議員会及び運営協議会に諮り，さらに国大協の入試改善特別委員会のご意見をお伺いしたうえ，結論を得て，文部省に提出したいと考えている。」

ついで田保橋副所長から同案について，試行

テストの目的，実施に当たっての業務分担，対象，出願方法，教科・科目，実施期日，成績請求・提供等について説明があったのち，試行テストの実施主体，国立大学のかかわり方，世話大学の役割等について質疑応答があった。

2. 「大学入設改革について（大学入試改革協議会報告）」に関する各大学の希望・意見等について

このことについて委員長から次のように述べられた。

「先般，名大学宛に大学入試改革協議会報告に対する意見等の照会を行った結果，本日までに全国立大学95大学中94大学から回答が寄せられた。そのうち，希望・意見等のあったのは57大学であり，この回答について，永田，松井，元木，細川各委員にご努力願って，項目別に分類整理したのが配付の資料である。」

ついで，松井委員から意見等のまとめ方，項目のたて方，並びに希望・意見の概要等について詳細にわたり説明があった。

3. 「新テスト」に関する見解のまとめについて

前回に引続き「新テスト」に関する見解のまとめについて，配付資料（第2次案）をもとに審議した結果，各大学から寄せられた意見・希望のうち必要と考えられるものを見解案に盛り

込むこととし、次回までにその原案(第3次案)を作成し、最終的検討を加えて成案を得ることとした。なお、今後の手順として、この「見解」を来る6月1日開催予定の理事会に諮った上、6月総会に提出することとした。

4. 昭和65年度第2次試験の実施日程について

このことについて委員長から次のように述べられた。

「森会長から、昭和65年度第2次試験について、①その基本的な枠組みをできれば来る6月の総会において決めたい。②第2次試験の実施方式については、現実の状況からみて昭和65年度も昭和64年度と同様の連続・分離分割併存方

式を続けざるを得ないことになるであろうと思われる。③その場合でも、日程については早急に改善を図る必要がある。という意向の下に、別紙のような日程案が提示され、本委員会にその検討を依頼されたので、これについて審議をお願いしたい。」

ついで、この日程案について検討が行われた。

その結果、昭和65年度入試の日程案として、第2次試験の開始日を2月24日、入学手続締切日を3月27日とし、分離分割方式における前期、後期の試験期間をそれぞれ14日および13日とする森会長案を基本的な枠組として了承し、この旨会長に報告することとした。

特別会計制度協議会

日 時 昭和63年3月11日(金) 10:30~12:30

場 所 文部省5B会議室

出席者 (文部省側)高石、阿部、植木、高野、野崎各委員
前畑審議官、光田審議官、遠山企画課長、佐藤(禎)大学課長、佐藤(國)医学教育課長、山田(勝)研究機関課長、西口計画課長、高教育大学室長、崎谷研究調整官、若林留学生交流推進室長、鳴野会計課副長

(国大協側)森、田中、熊谷、黒木、高橋、石田、西島各委員

築坂、滝沢、平間専門委員

森議長主宰のもとに開会。

初めに議長から、本日は文部省より昭和63年度国立学校特別会計予算に関し、協議会開催の申し越しがあったので、これについて文部省のご説明を伺ったうえご協議いただきたい旨挨拶があった。

ついで高石事務次官より概ね次のような挨拶があったのち、協議に入った。

63年度政府予算案は、昨日衆議院本会議を通して、これより参議院の審議に付されるところであるが、今後の審議の状況次第によっては暫

定予算を組まざるを得なくなるということも考えられる。

国の財政事情からここ数年厳しい予算編成が続いており、従って当分の間、歳出面の見直し、合理化を図るとともに歳入面の見直しということの基本とした予算編成とならざるを得ないが、一方で、常に長期的視野に立った全体構想ということが考えられていて、そのもとに予算編成がすすめられてゆくということではなならないと考える。

〔協 議〕

◎ 昭和63年度予算案について

初めに野崎会計課長より、配付資料「昭和63年度文部省所管予算額」、「昭和63年度 国立学校特別会計概算 決定額の概要」、「昭和63年度概算決定額総表（使途別内訳）」、「昭和63年度文部省所管一般会計使途別の構成」、「昭和56年度以降の文教于算の推移」および「昭和63年度文教于算臨教審対応事項の概要」にもとづき、文部省の予算案について説明があった。

ついで佐藤大学課長より、高等教育局関係予算案について「昭和63年度予算案の概要」、「昭和63年度国立 大学入学定員増加予定数」、および「授業料改定単価表(案)」をもとに説明があった。

次に、植木学術国際局長より、学術国際局関

係予算案について配付資料「昭和63年度予算案重点事項」および「同附属資料」をもとに説明があった。

次に、高野文教施設部長より、施設整備関係予算について配付資料「昭和63年度予算案重点事項」をもとに説明があった。

以上の説明に関して、主として次の事項について質疑応答や意見交換があった。

- 文部省所管予算における物件費と人件費の比率について
 - 大学院の充実と改革について
 - 研究体制の弾力化について
 - 留学生の受入れ体制の整備について（日本語教育、日本語能力検定試験、引受保証人、健康保険制度、等）
 - 国立大学授業料の長期的見通しについて
- 以上をもって本日の会議を終了した。

予 算 等

昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算

昭和63年 6 月 1 日理事会

昭和63年 6 月第82回総会

科 目	予 算 額	流 用 額	予算現額	決 算 額	差 引 額	摘 要
[歳 入 の 部]	151,220,000	0	151,220,000	153,589,423	2,369,423	
(1) 会 費	130,415,000		130,415,000	130,475,000	60,000	95大学会費
(2) 預 金 利 子	800,000		800,000	861,142	61,142	銀行預金(定期、普通)利子
(3) 雑 収 入	7,000		7,000	2,254,633	2,247,633	「大学院の現状と今後の在り方」他の頒布収入
(4) 前年度繰越金	19,240,000		19,240,000	19,240,007	7	
(5) 「特別事業積立金」より受入	758,000		758,000	758,641	641	
[歳 出 の 部]	151,220,000	0	151,220,000	136,089,419	15,130,581	
1. 事 業 費	72,800,000	1,438,057	74,238,057	66,240,862	7,997,195	
(1) 総 会 費	4,300,000		4,300,000	4,293,490	6,510	総会及び事務連絡会議の会場費等
(2) 役 員 会 費	600,000	272,080	872,080	872,080	0	
(3) 委 員 会 費	3,500,000	△ 272,080	3,227,920	1,417,096	1,810,824	
(4) 会 報 発 行 費	3,800,000		3,800,000	3,246,315	553,685	国大協会報(年4回)の印刷費等
(5) 調 査 研 究 費	4,000,000		4,000,000	2,897,625	11,02,375	会議資料印刷費その他
(6) 会 議 旅 費	53,000,000		53,000,000	49,363,437	3,636,563	総会その他会議出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	100,000	1,438,057	1,538,057	1,538,057	0	「大学院の現状と今後の在り方」他1件印刷費等
(8) 通 信 費	2,000,000		2,000,000	1,789,840	210,160	
(9) 国 際 交 流 費	1,500,000		1,500,000	822,922	677,078	訪日外国学長団関係経費
2. 事 務 費	68,100,000	2,889,701	70,989,701	69,848,557	1,141,144	
(1) 諸 給 与	53,900,000	889,701	54,789,701	54,789,701	0	事務局職員11人分の俸給、諸手当
(2) 備 品 費	100,000		100,000	94,500	5,500	
(3) 借 用 費	2,500,000		2,500,000	2,227,644	272,356	事務局建物の借料
(4) 消 耗 品 費	700,000		700,000	527,080	172,920	
(5) 旅 費・交 通 費	2,600,000		2,600,000	2,413,110	186,890	事務局職員の通勤費、事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,200,000		2,200,000	1,748,130	451,861	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主負担金	3,500,000		3,500,000	3,448,383	51,617	事務局職員加入の社会保険事業主負担金
(8) 退職給与引当金	2,600,000	2,000,000	4,600,000	4,600,000	0	
3. 予 備 費	10,320,000	△ 4,327,758	5,992,242	0	5,992,242	
翌年度繰越額					17,500,004	

昭和63年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）

昭和63年2月18日理事会

同 上 臨時総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
	千円	千円	千円	
〔歳 入 の 部〕	153,290	151,220	2,070	
(1) 会 費	133,888	130,415	3,473	95大学会費
(2) 預 金 利 子	800	800	0	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	1,102	7	1,095	教養課程関係報告書の頒布収入・その他
(4) 前 年 度 繰 越 金	17,500	19,240	△ 1,740	
(5) 「特別事業積立金」 より受入	0	758	△ 758	
〔歳 出 の 部〕	153,290	151,220	2,070	
1. 事 業 費	74,000	72,800	1,200	
(1) 総 会 費	4,500	4,300	200	総会・事務連絡会議各2回 会議費その他諸経費
(2) 役 員 会 費	300	600	200	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	3,500	3,500	0	各委員会等の 会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,800	3,800	0	会報年4回発行 印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,000	4,000	0	
(6) 会 議 旅 費	53,000	53,000	0	総会・理事会・その他 各委員会等会議出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	900	100	800	教養課程関係報告書の印刷費等
(8) 通 信 費	2,000	2,000	0	
(9) 国 際 交 流 費	1,500	1,500	0	訪日外国学長団関係経費
2. 事 務 費	69,000	68,100	900	
(1) 諸 給 与	54,800	53,900	900	職員11人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	100	100	0	
(3) 借 用 料	2,500	2,500	0	事務局建物の借料
(4) 消 耗 品 費	700	700	0	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,600	2,600	0	職員通勤費・事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,200	2,200	0	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主負担金	3,500	3,500	0	職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退職給与引当金	2,600	2,600	0	
3. 予 備 費	10,290	10,320	△ 30	

資 料

昭和63年度大学卒業予定者の就職協定について

大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日については、これまで、大学側及び企業側がそれぞれ申合せを行っていたが、これを両者が合同で協議のうえ決定し、遵守していくため、本年1月に「就職協定協議会」が新たに設置された。

去る2月26日開催の同協議会において協議の結果、昭和64年3月卒業予定者に係る就職協定期日について、昨年と同一の期日とすることが決定された。（別紙1）

また、同協議会において、8月20日から開始されることとなった企業等の説明の実施方法については別紙2のとおり決定された。

さらに、求人票等の扱いについては、就職問題懇談会（大学及び高等専門学校関係団体で構成）において、就職協定期日と同様、昨年と同一の期日とする申合せが行われた。（別紙3）

（別紙1）

昭和63年度就職協定期日

昭和63年2月26日

就職協定協議会

8月20日 企業等の説明開始

9月5日 企業等個別訪問開始

10月15日 採用内定開始

（別紙2）

8月20日から9月4日までの期間における 企業等説明会の実施方法について

昭和63年3月22日

就職協定協議会特別委員会

企業等説明会を実施する場合は、次の方法によるものとする。

〔大学主催の企業等説明会実施方法〕

- (1) 説明会は、個別大学・大学団体の主催または複数大学の共催とする。
- (2) 説明会実施希望大学が企業から社員を招聘して開催することを基本とする。
- (3) 説明会参加企業等は、各大学等と各企業等が直接連絡し、協議の上決定する。
- (4) 説明会は、説明および質疑応答形式を基本とする。
- (5) 個別面接、名簿の提出等の採用にわたる行為は一切行わない。

- (6) 説明会主催大学の学生に支障のない限り、他大学の学生の参加を認める。
- (7) 説明会の日時、場所、参加企業等を公表する。
- (注) 説明会会場の設営、運営に要する経費については、大学側が負担し、説明者の派遣、説明に要する経費は、企業側が負担する。

〔企業等主催の説明会実施方法〕

- (1) 説明会は、個別企業、経済団体、業種団体等の主催または複数企業の共催とする。
- (2) 説明会は、説明および質疑応答形式を基本とする。
- (3) 学生の職業選択の機会均等の趣旨に沿うよう、平等・公平な取り扱いをする。
- ・自由入場方式とする。
 - ・説明会の日時、場所等を公表する。
- (4) 個別面接、名簿の提出等の採用にわたる行為は一切行わない。
- (5) 主催者は、学生の自由な就職活動の機会を妨害するような拘束をしない。

(別紙3)

昭和64年3月卒業予定者に係る企業と大学・ 高等専門学校との間の求人求職事務について

昭和63年2月24日
就職問題懇談会

1. 求人申込みの受理
求人票、求人要項、次の事項を記載した印刷物の受付けは、卒業前年の7月10日以降開始するものとする。
 - ① 採用予定人員
 - ② 採用予定者に係る初任給その他の労働条件
 - ③ 選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の採用方法
2. 求人内容の提示
上記1の資料を学生に対して提示するのは、卒業前年の8月1日以降とする。

そ の 他

■学長等の異動

○学長の交代

	(前 任)	(新 任)
電 気 通 信 大 学	田中 榮	角田 稔
横 浜 国 立 大 学	横山 亨	太田 時男
富山医科薬科大学	佐々 学	山崎 高應
京都工芸繊維大学	福井 謙一	巽 友正
鳴門教育大学	前田 嘉明	今堀 宏三
香川医科大学	砂田 輝武	西田 勇
愛 媛 大 学	坂上 英	浅田 泰次
佐賀医科大学	古川 哲二	松浦 啓一

○委員長の交代

	(前 任)	(新 任)
第 5 常 置 委 員 会	田中 榮 (電気通信大学長)	長 幸男 (東京外国語大学長)
教 員 養 成 制 度 特 別 委 員 会	坂上 英 (愛媛大学長)	関 四郎 (東京学芸大学長)

○委員の交代

	(前 任)	(新 任)
教 員 養 成 制 度 特 別 委 員 会	後藤 誠也 (鳥取大学教育学部教授)	金築 修 (島根大学長)
〃	前田 嘉明 (鳴門教育大学長)	今堀 宏三 (鳴門教育大学長)
〃	坂上 英 (愛媛大学長)	金谷 茂 (愛媛大学教育学部教授)

○専門委員の委嘱

第 6 常 置 委 員 会	石井 久夫 (京都大学事務局長)
大 学 院 問 題 特 別 委 員 会	森嶋 和次 (金沢大学事務局長)
図 書 館 特 別 委 員 会	倉橋 英逸 (東京大学附属図書館事務部長)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会 （会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1 常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 " （学科課程・入学試験等）
 - 第3 " （学生の厚生補導）
 - 第4 " （教職員の待遇改善）
 - 第5 " （大学間の協力）
 - 第6 " （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 東京では緑の色が日増しに濃くなる時節となりました。
- * 本号は、昭和64年度入試の「連続方式・分離分割方式併存制」を決定した臨時総会の議事要録を収載いたしました。
- * なお、今回の巻頭エッセーには黒木茨城大学長から“中国大学訪問雑記”をご寄稿いただき、内容にふさわしい写真も添えてくださいました。ご多忙のところご執筆賜った先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和63年6月8日	印刷
昭和63年6月13日	発行(非売品)
会	報 第120号
	(第38巻第2号 通巻第120号)
編集兼 発行者	平 間 巖
発行所	国立大学協会事務局
	郵便番号 113 (東京大学構内)
	東京都文京区本郷7丁目3番1号
	電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)
	03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社